四万十町第３期障害者計画
第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画
（素案）

平成 30（2018）年１月現在

四万十町

目　次

序論 1

第１章　計画の概要 2
１　計画策定の背景と趣旨 2
２　計画の性格 4
３　計画の期間 5
４　策定体制 5
５　計画の推進体制 6
第２章　障害のある人などの状況 8
１　人口・世帯の状況 8
２　障害のある人の状況 9
３　アンケート調査からの意見 16
４　関係団体・事業所調査からの意見 25

第３期障害者計画 26

第１章　第３期計画の策定に向けて 27
１　第２期計画の取り組み状況 27
第２章　計画の基本的な考え方 30
１　基本理念 30
２　基本目標 31
３　施策の体系 32
４　施策の重点課題 33
第３章　施策の展開 36
基本目標１　お互いに思いやる、共生社会のまちづくり 36
基本目標２　日々の暮らしを支える支援体制づくり 41
基本目標３　自立と社会参加の基盤づくり 46

第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画 51

第１章　第４期障害福祉計画の進捗 52
１　福祉施設の入所者の地域生活への移行 52
２　障害者の地域生活の支援拠点の整備 53
３　福祉施設から一般就労への移行 53
第２章　障害福祉の充実のための成果目標 55
１　福祉施設から地域生活への移行促進 55
２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 56
３　地域生活支援拠点等の整備 56
４　福祉施設から一般就労への移行等 57
５　障害児支援の提供体制の整備等 59
第３章　障害福祉サービス等の見込み 60
１　障害福祉サービスの見込み量 60
２　地域生活支援事業の見込み 66
３　障害児通所支援等に関するサービスの見込み 75

資料編 77

１　町内の社会資源について 78
２　計画策定の経過 81
３　四万十町障害者計画等策定委員会要綱 82
４　四万十町障害者計画等策定委員会名簿 84

本計画の文中では和暦を使用しています。平成 31 年以降は、下表をご参照ください。

和暦	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
西暦	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年

序論

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨

（１）四万十町の取り組み

四万十町（以下、本町という）では、平成 19 年３月に障害者施策を計画的・総合的に推進するため、５年間の障害者施策のあり方を定めた「四万十町障害者計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「障害福祉計画」を策定し、障害のある人や障害福祉に関する取り組みを進めてきました。

その後も国の障害者施策の制度改正などを踏まえながら、平成 26 年３月には、ノーマライゼーション[1]の理念のもとに、「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち　四万十町」をキャッチフレーズに掲げ、「第２期障害者計画（改訂版）」「第４期障害福祉計画」を策定しています。

この度、「第２期障害者計画（改訂版）」「第４期障害福祉計画」が計画期間終了を迎えることや、これまでの町の取り組みに、新たな国の制度の動向をふまえ、本町におけるさらなる障害者福祉のまちづくりを推進するため、「四万十町第３期障害者計画」及び「四万十町第５期障害福祉計画」「四万十町第１期障害児福祉計画」を策定するものです。

■障害者計画と障害（児）福祉計画の関連イメージ

障害者計画

障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画です。「障害福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

＜策定する事項＞

●平成 32 年度における成果目標
・福祉施設から地域生活への移行
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　など

●障害（児）福祉サービス
・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
・見込み量確保のための方策

●地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
・見込み量確保のための方策

[1] 障害のある人も、そうでない人と同様の生活ができるように支援すべきであるという考え。

（２）障害福祉をめぐる国の動向

国では「障害者権利条約」の批准に向け、障害のある人に関連する各種制度・法律等の整備を進めてきました。本計画においては、このような動向を踏まえ、各計画の見直し、策定を行います。

■国の動き

（年度）	国の主な流れ	概要
H18	障害者自立支援法施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。
H19	障害者権利条約署名	障害者の権利条約の締結に向けた取り組みが始まる。
H20	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。
H22	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。
H23	障害者虐待防止法成立	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務を定めた法律が成立する。
	障害者基本法の一部改正	目的規定や障害者の定義等を見直した改正法が成立する。
H24	障害者優先調達推進法成立	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。
	障害者総合支援法成立	「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障害者の範囲の拡大等を定めた法律が成立する。
H25	障害者差別解消法成立	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等を定めた法律が成立する。
H26	障害者権利条約批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成 26 年2月 19 日より国内において効力を生じている。
	難病法成立	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が成立し、難病の患者に対する医療費助成制度が確立された。
H28	障害者雇用促進法改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務化する。
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進める。

2　計画の性格

本計画は、障害者基本法第 11 条第３項に基づく「市町村障害者計画」として本町における障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を目指すものです。

策定においては、国の「障害者基本計画」や、高知県の「高知県障害者計画・高知県第５期障害福祉計画」などの内容を踏まえて策定しています。また、本町における上位計画である「四万十町総合振興計画」の障害者福祉に関する具体的な部門別計画として位置付け、各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定しています。

また、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」は、本計画と合わせて策定する第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画において定めます。

■計画の関連イメージ

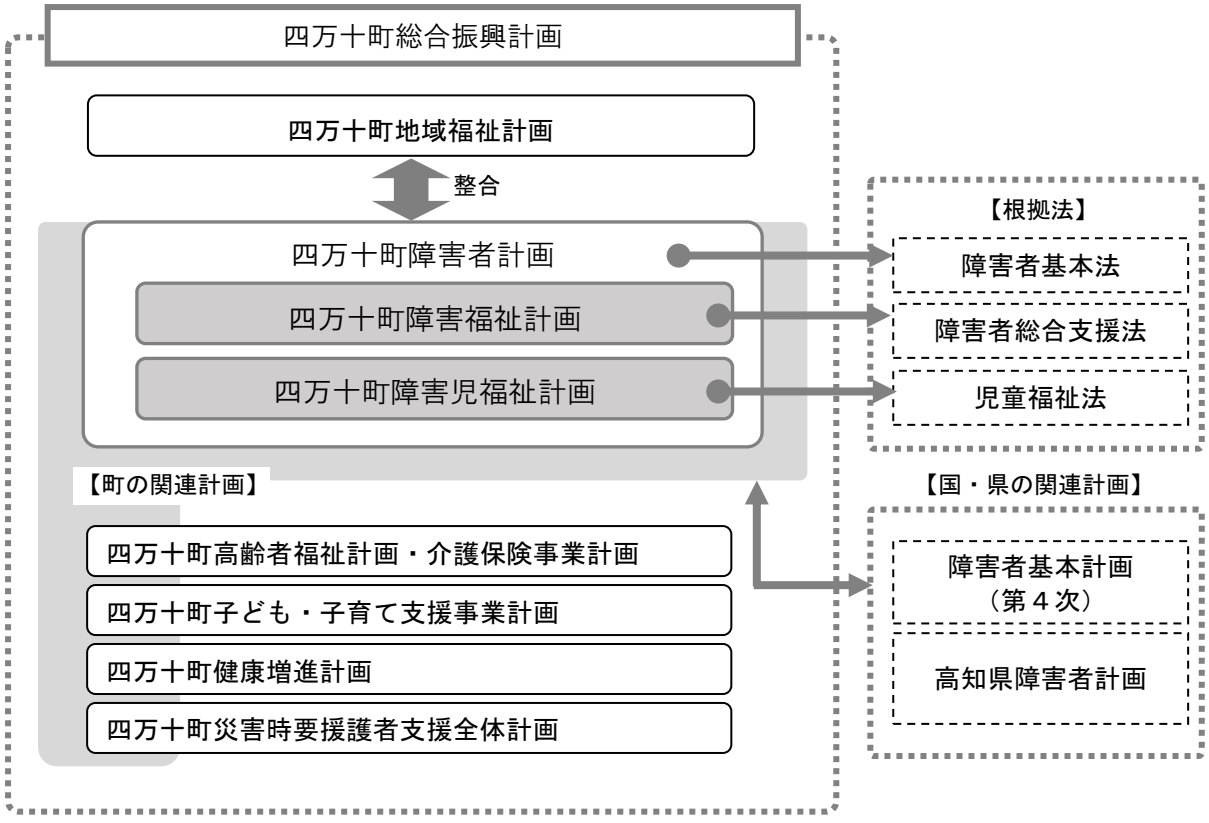

3　計画の期間

「四万十町第３期障害者計画」の計画期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの６年間とします。

「四万十町第５期障害福祉計画および第１期障害児福祉計画」の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度の３年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

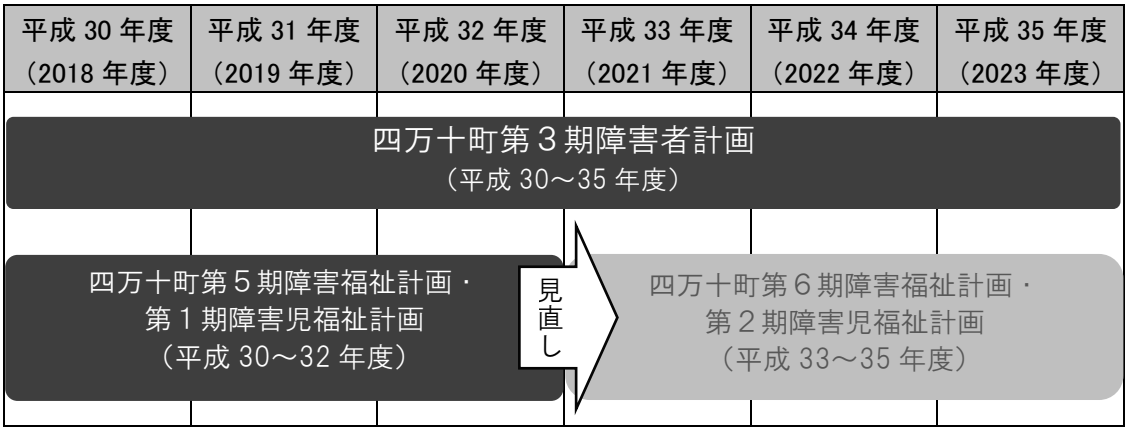

4　策定体制

本計画は、平成 29 年７月に実施したアンケート調査をはじめとしたデータを活用するとともに、町民や関係者等の意見を反映するために、「四万十町障害者計画等策定委員会」を設置し、障害のある人を取り巻く現状課題の計画への反映や、必要な障害福祉サービス等の見込み量について協議を行いました。また、庁内関係課との調整や計画に対するパブリックコメントを実施し策定しました。

5　計画の推進体制

（１）計画の広報・周知

計画の推進にあたっては、住民や地域の理解促進が不可欠です。ホームページでの公表等、様々な媒体を通じて本計画を広く住民に周知します。特に、障害や障害のある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携や地域住民の主体的な取り組みが不可欠であることから、関係課との連携のもとで重点的な広報を行います。

また、障害のある人への周知にあたっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

（２）計画の推進

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の広報を行います。

また、障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

さらに、計画を円滑に推進していくため、健康福祉課が中心となり、保健、医療等の福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくりなど障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。

（３）計画の進捗管理

本計画を着実に実行していくため、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況の点検及び評価については、四万十町障害者自立支援協議会で行うこととします。進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じて事業の見直しなどを行います。

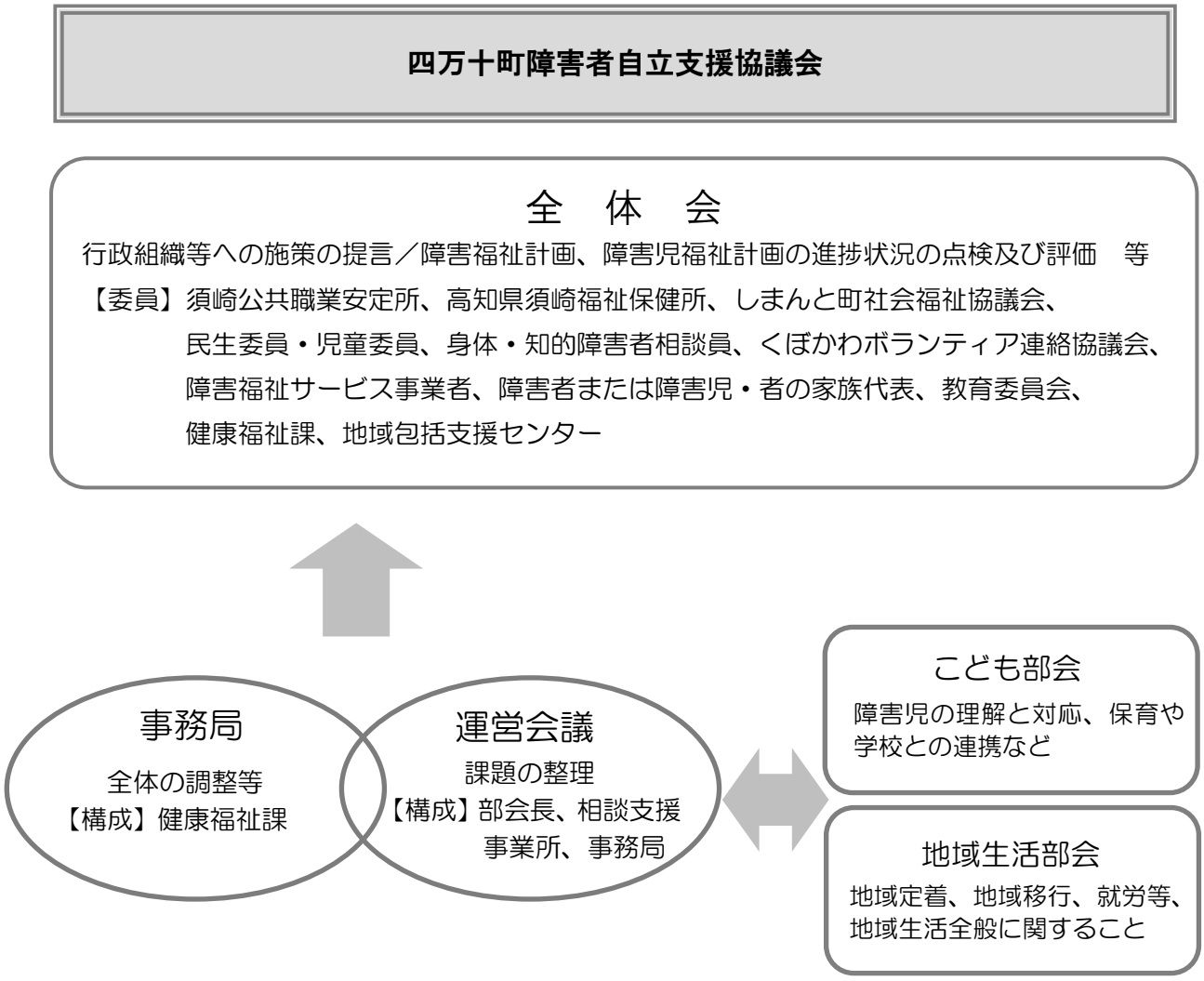

第２章　障害のある人などの状況

１　人口・世帯の状況

本町の総人口の推移をみると、減少が続いており、平成 27 年では 17,325 人となっています。0～14 歳人口、15～64 歳人口は減少している一方で、65 歳以上人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

また、世帯数の推移をみると、平成 17 年までは横ばいで推移していましたが、平成 22 年以降は減少が進み、平成 27 年では 7,428 世帯となっています。一世帯あたり人員も年々減少しており、平成 27 年では 2.33 人となっています。

■年齢３区分別人口と高齢化率の推移

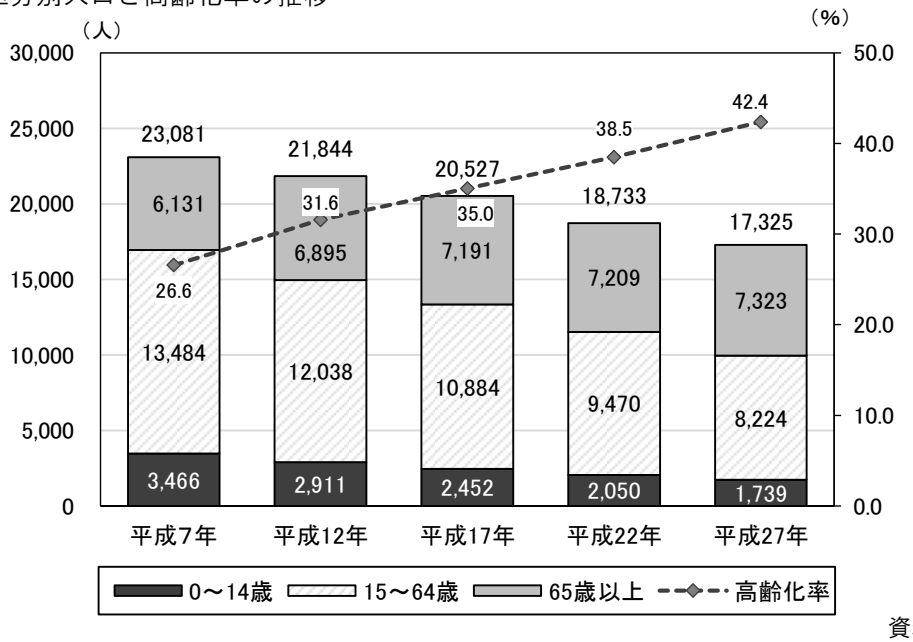

資料：国勢調査

■世帯数と１世帯あたり人員の推移

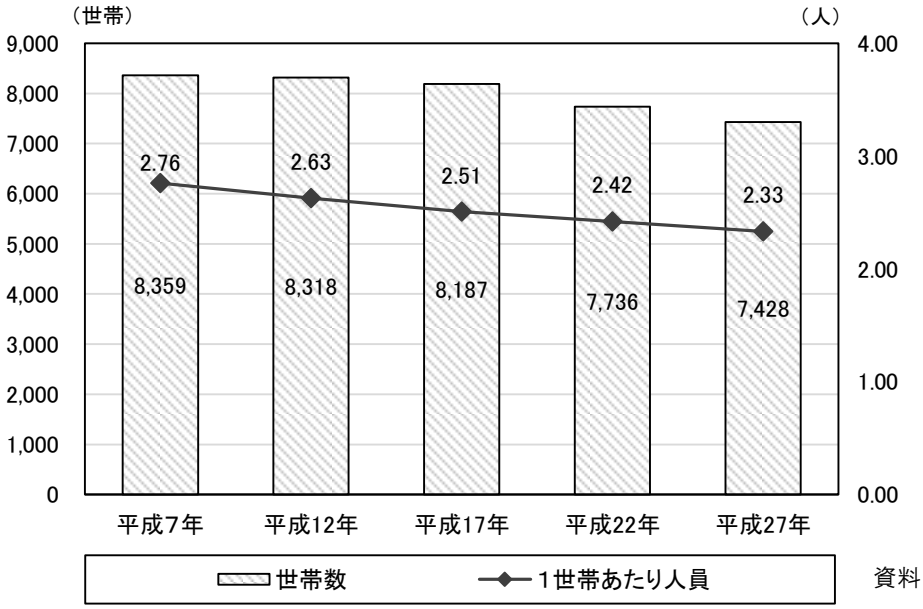

資料：国勢調査

2　障害のある人の状況

（１）障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、年々減少傾向にあり、平成 28 年では 1,495 人となっており、総人口に占める割合は 8.2%となっています。

また、手帳種別にみると、全体の約８割を身体障害者手帳が占めていますが、所持者数は年々減少しています。

療育手帳の所持者数は横ばいで推移しており、精神障害保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

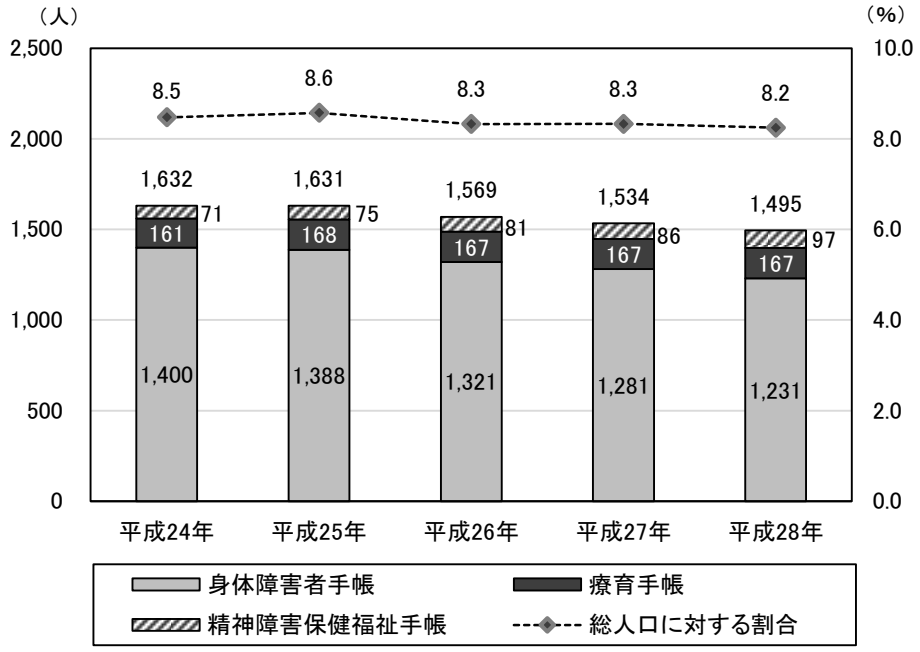

資料：【手帳所持者数】四万十町（健康福祉課）

【総人口】住民基本台帳（総務省）

（２）身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者の推移を【年齢別】にみると、18 歳未満（児）は横ばいで推移しており、大きな変化はありませんが、18 歳以上（者）は減少傾向にあり、平成 28 年度では、18 歳未満が９人、18 歳以上が 1,222 人となっています。

また、【等級別】にみると、１級がもっとも多く、次いで４級となっています。

【種別】にみると、肢体障害がもっとも多く、全体の約６割を占めています。

■【年齢別】身体障害者手帳所持者数の推移

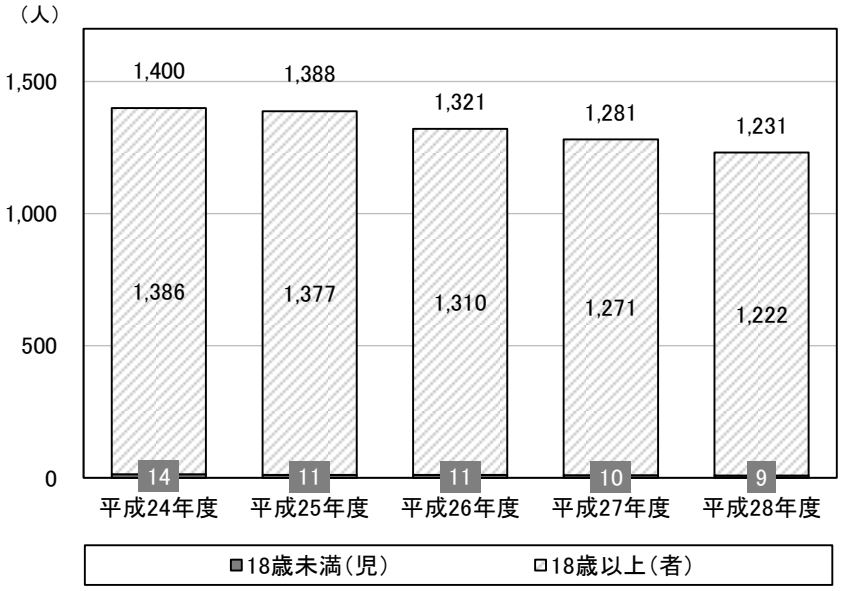

資料：四万十町（健康福祉課）

■【等級別】身体障害者手帳所持者数の推移

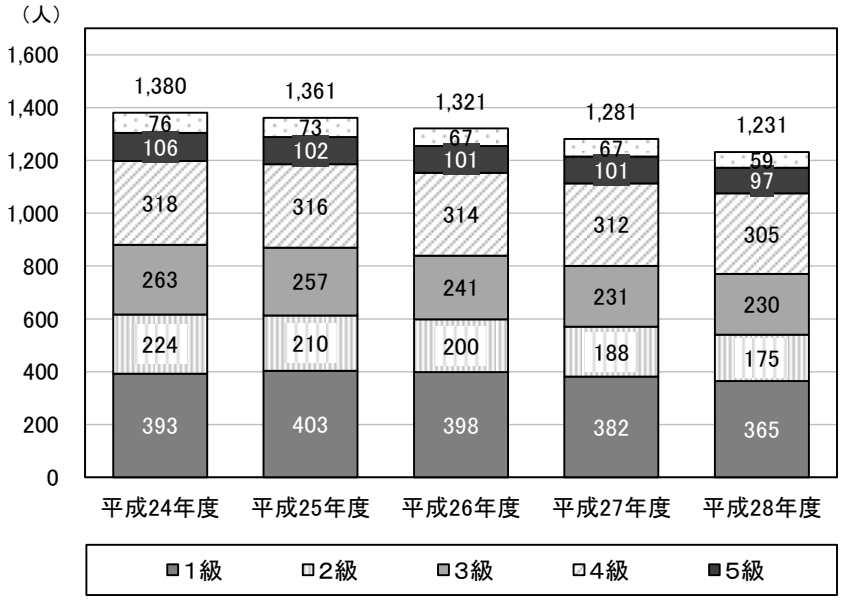

資料：四万十町（健康福祉課）

■【種別】身体障害者手帳所持者数の推移

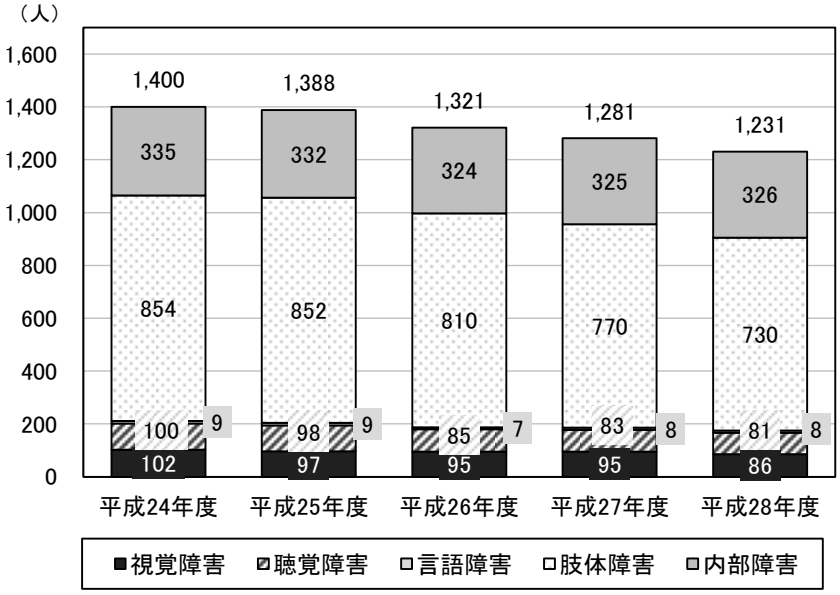

資料：四万十町（健康福祉課）

（３）療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者の推移を【年齢別】にみると、平成 28 年度では 18 歳未満（児）が 23 人、18 歳以上（者）が 144 人となっており、18 歳未満（児）、18 歳以上（者）ともにほぼ横ばいで推移しています。

また、【程度別】にみると、各区分ともほぼ横ばいで推移していますが、B2 においては、平成 24 年度と比較すると、平成 28 年度は 10 人増加しています。

■【年齢別】療育手帳所持者数の推移

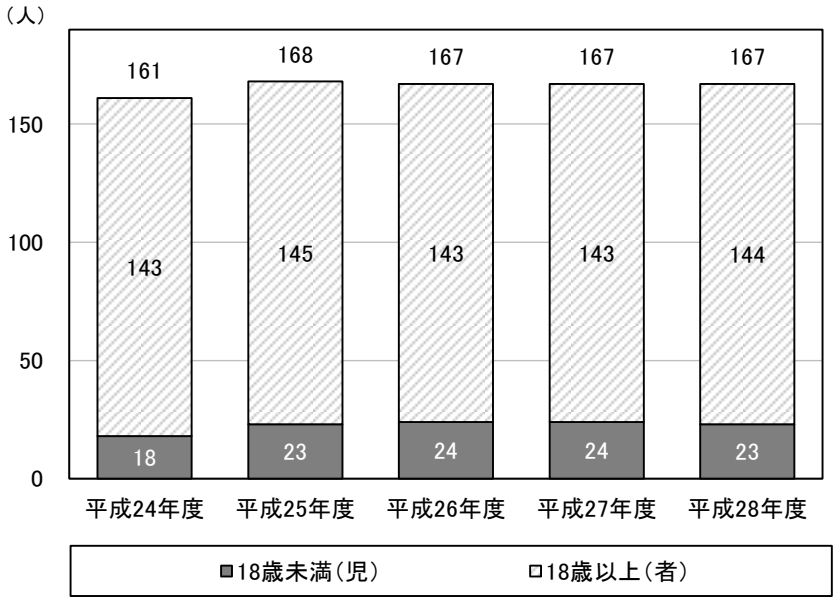

資料：四万十町（健康福祉課）

■【程度別】療育手帳所持者数の推移

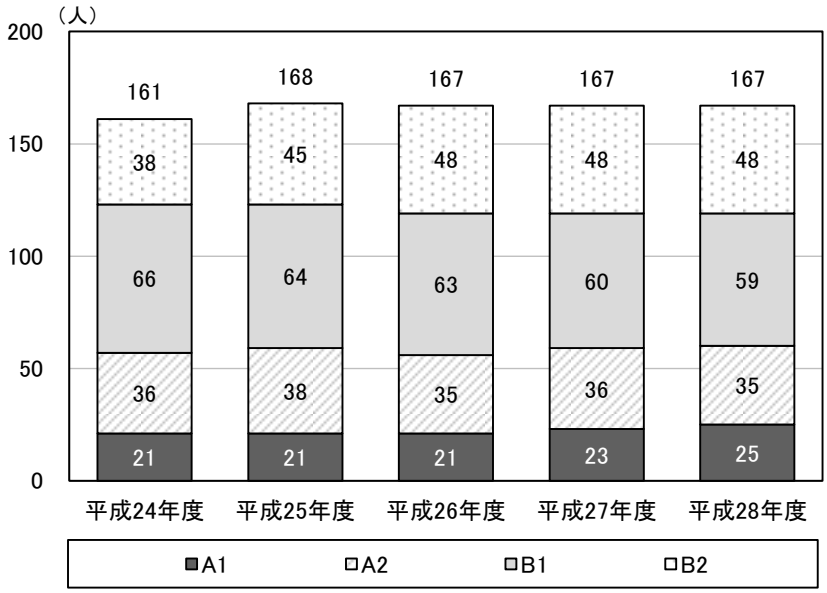

資料：四万十町（健康福祉課）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移を【年齢別】にみると、平成 28 年度では、18 歳未満（児）が１人、18 歳以上（者）が 96 人となっています。

また、【等級別】にみると、特に２級の増加が顕著となっており、平成 28 年度では、１級が７人、２級が 70 人、３級が 20 人となっています。

■【年齢別】精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

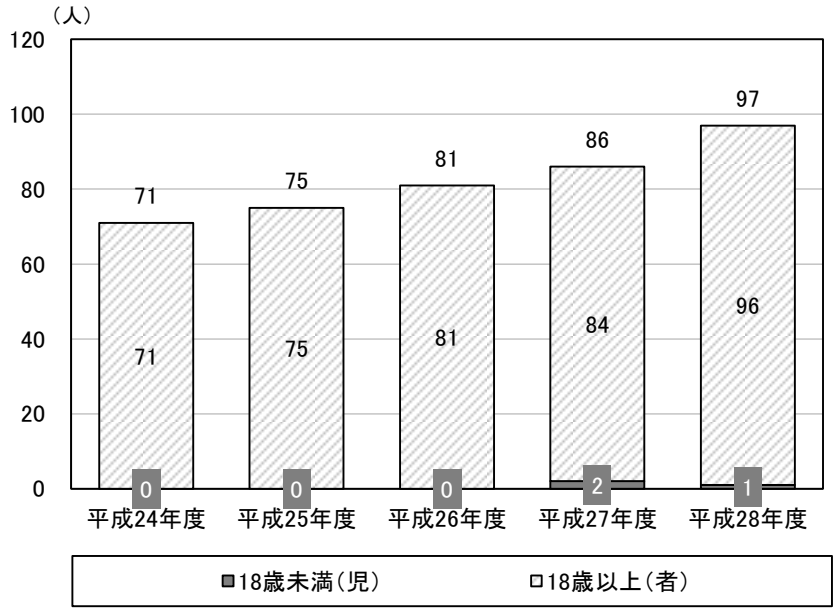

資料：四万十町（健康福祉課）

■【等級別】精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

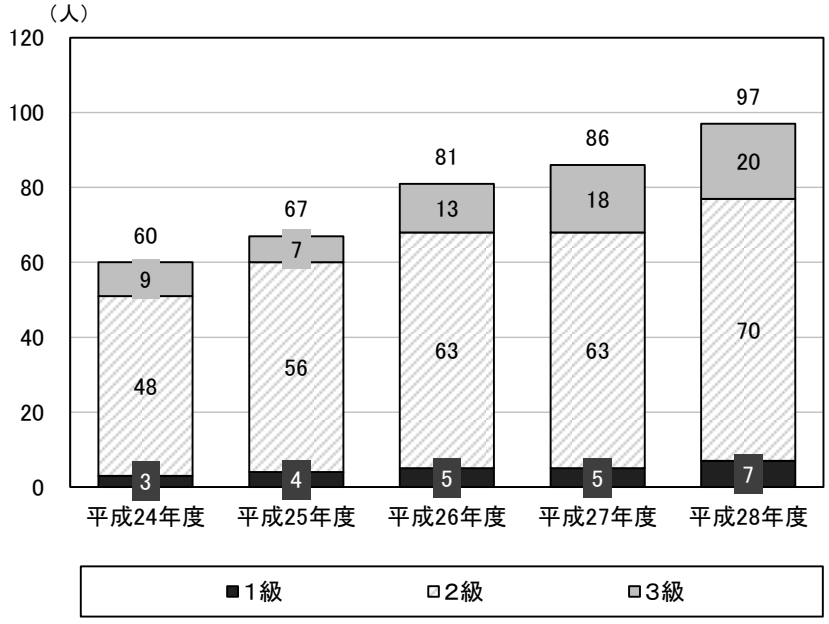

資料：四万十町（健康福祉課）

（５）難病患者等の推移

特定医療費受給者証所持者数は継続して増加しています。小児慢性特定医療費医療受給者数はわずかに増減を繰り返しつつも、平成 28 年度では横ばいとなっています。

■特定医療費（指定難病）医療受給者数等の推移

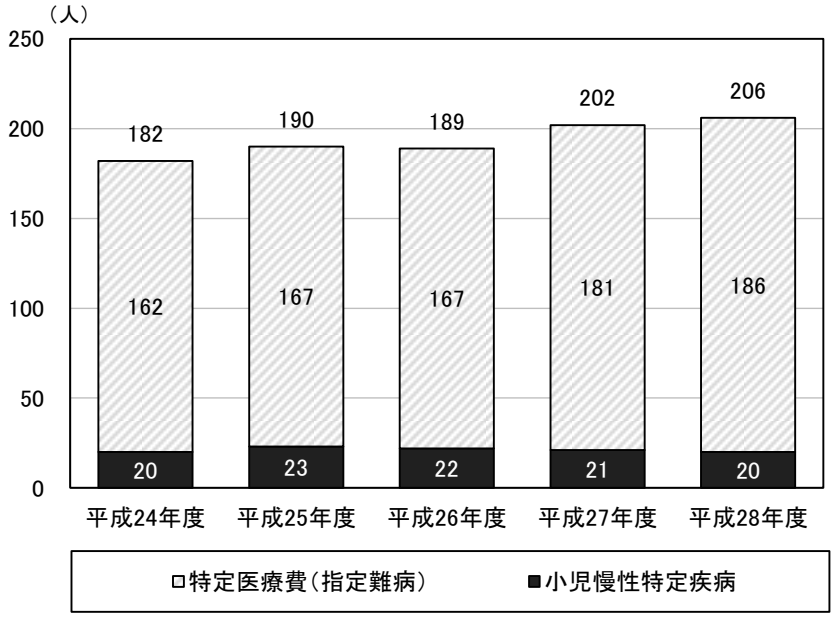

資料：高知県（健康対策課）

（６）特別支援学級・特別支援学校の在籍者の推移

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、年度によって増減がありますが、平成 29 年度では小学校 18 人、中学校６人となっています。

特別支援学校の在籍者数の推移をみると、平成 29 年度では小学部２人、中学部３人、高等部 10 人となっています。

■特別支援学級の在籍者数の推移（各年度５月１日現在）　単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	24	19	19	19	18
中学校	6	9	9	11	6
合計	30	28	28	30	24

資料：四万十町（学校教育課）

■特別支援学校の在籍者数の推移（各年度５月１日現在）　単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学部（在籍者）	1	0	0	1	2
（うち入学者）	0	0	0	1	1
中学部（在籍者）	2	7	6	6	3
（うち入学者）	1	6	0	0	3

資料：四万十町（学校教育課）

■特別支援学校高等部の在籍者数の推移（各年度５月１日現在）　単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
１年生	2	3	2	1	7
２年生	4	3	3	2	1
３年生	1	3	3	3	2
合計	7	9	8	6	10

資料：高知県（特別支援教育課）

3　アンケート調査からの意見

（1）アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方を対象に、障害のある人の生活状況と意見を把握するためのアンケート調査を実施しました。

調査対象	①本町にお住まいの障害者手帳などをお持ちの 18 歳未満の保護者 ②本町にお住まいの障害者手帳などをお持ちの 18 歳以上の方
調査期間	平成 29 年７月 21 日（金）～平成 29 年８月４日（金）
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	①36 件配布・17 件回収（有効回収率 47.2%） ②441 件配布・211 件回収（有効回収率 47.8%）

（2）調査結果の概要（18 歳未満）

※18 歳未満の調査結果については、件数表記としています。

①保護者の状況

○主にお子さんをみている方の年齢をみると、「40 歳代」が８件ともっとも高く、次いで「30 歳代」が４件、「50 歳代」が３件となっています。

○保護者のうち、就労している方は約７割となっています。

②保護者同士のネットワークについて

○保護者の集まりや家族会等に加入しているかについてみると、「現在、参加している」が８件となっています。

○『（今は）参加していない』は９件となっています。

■保護者の集まりや家族会等に加入していますか

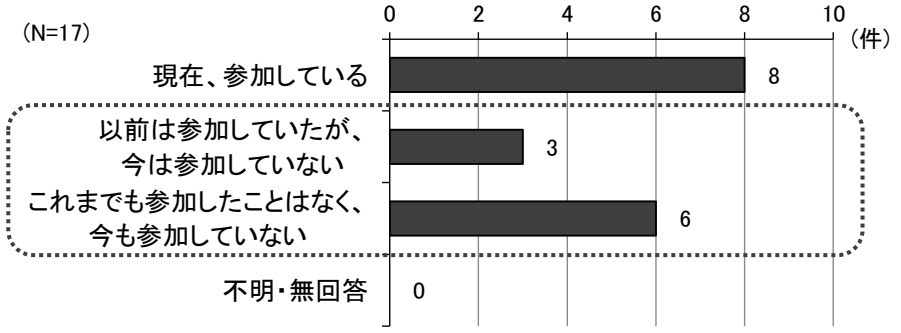

③日中の活動について

○活動を行う（参加する）機会があるかについて、「②家族と出かけること」では『十分にある』が12件と多くなっています。

○『機会はないがほしいと思う』では「⑤スポーツ・運動以外の趣味・習いごとなどの活動」が11件となっています。

■保育所・幼稚園、または学校以外に、以下の活動を行う・活動に参加する機会はありますか

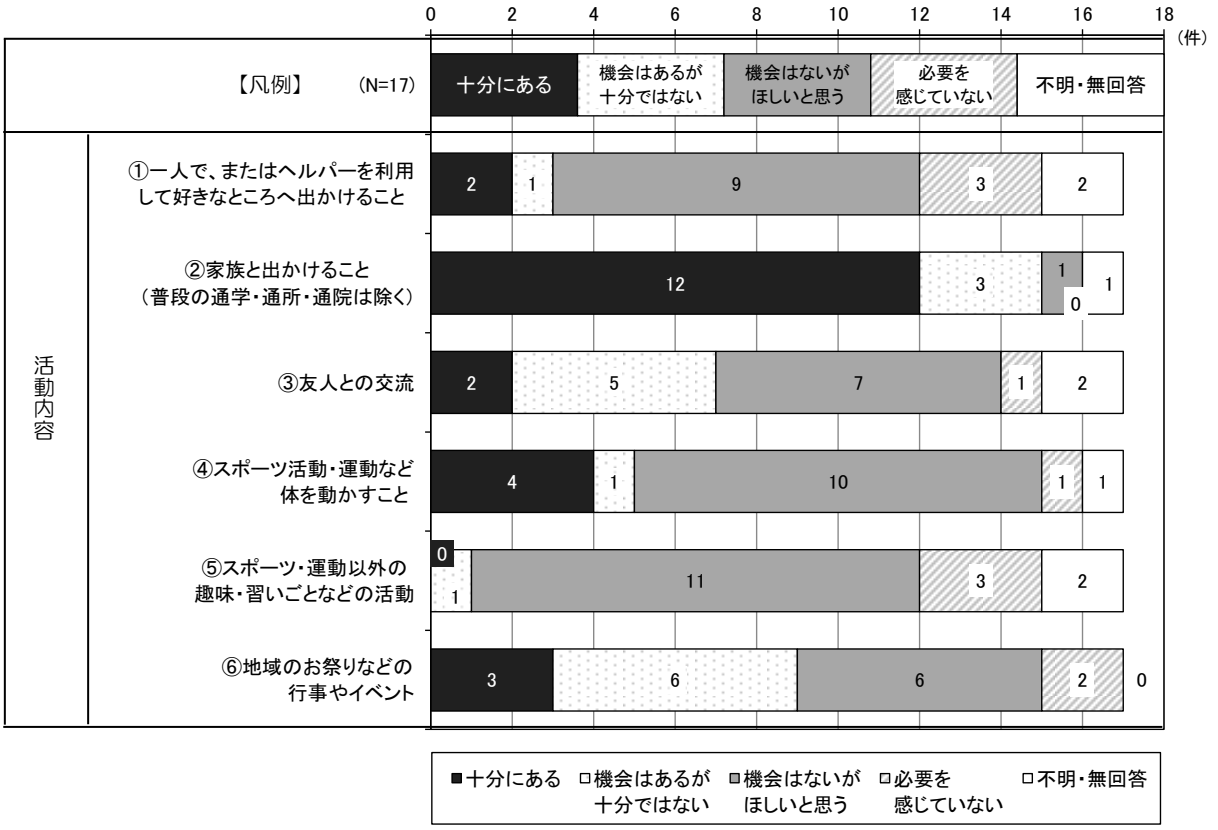

④相談機関について

〇お子さんの発達や障害について、はじめて相談をした機関についてみると、「医療機関（病院・診療所など）」が４件ともっとも多く、次いで「須崎福祉保健所」「その他」が３件、「幼稚園・保育所・学校」「県立療育福祉センター」が２件となっています。

〇お子さんのことで相談している（したことがある）相談先についてみると、「県立療育福祉センター」が 12 件ともっとも多く、次いで「保育所・幼稚園・学校」が 11 件、「医療機関（病院・診療所など）」が 10 件となっています。

〇相談機関に期待することでは、「専門的な知識を持ったスタッフがいること」が 11 件ともっとも多く、次いで「必要な機関と迅速に連携してくれること」「身近な場所で相談ができること」が７件、「ちょっとしたことでも相談できること」が５件となっています。

■相談機関に期待することは何ですか（複数回答）

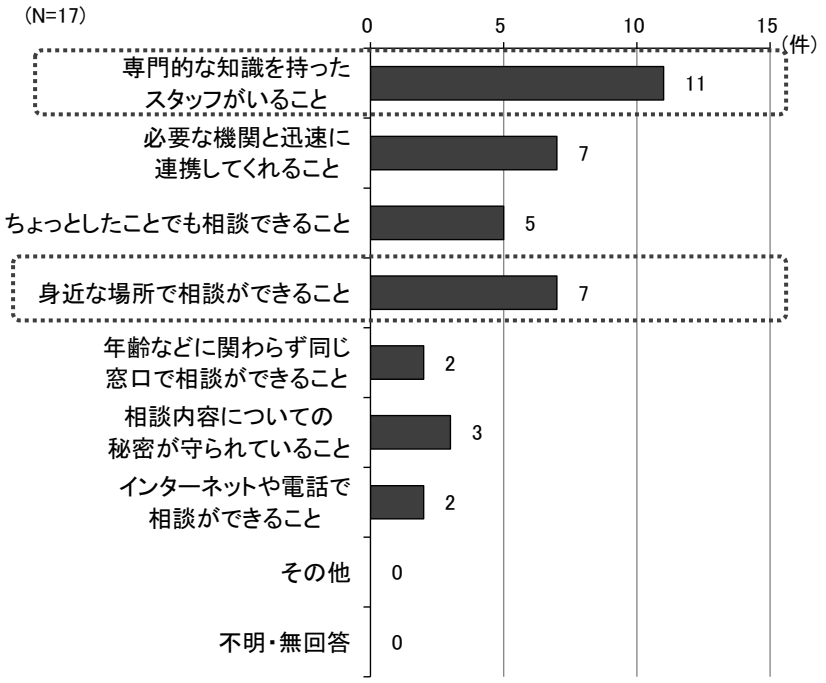

⑤日中の活動について

○福祉に関する情報についてどの程度満足しているかについてみると、「わからない」が6件ともっとも多く、次いで「現在の状態ではやや不十分」「現在の状態ではまったく不十分」が４件、「現在の状態でほぼ十分」が３件となっています。

○お子さんは現在、福祉サービスを利用しているかについてみると、「利用していない」が 14 件、「利用している」が３件と「利用していない」が上回っています。

○福祉サービスを利用していない理由についてみると、「家族などの介助で十分だから」が6件ともっとも多く、次いで「困っていることを解消するサービスがないから」「福祉サービスを利用する金銭的な余裕がないから」が３件となっています。

■お子さんは現在、福祉サービスを利用していますか

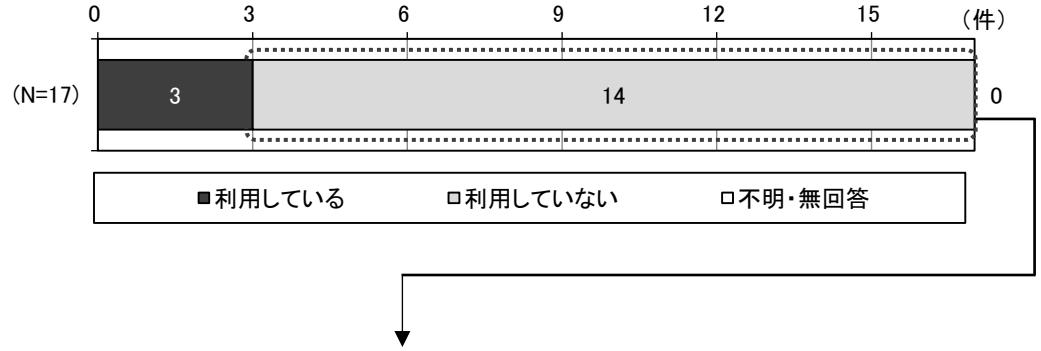

■現在、福祉サービスを利用していない理由は何ですか（複数回答）

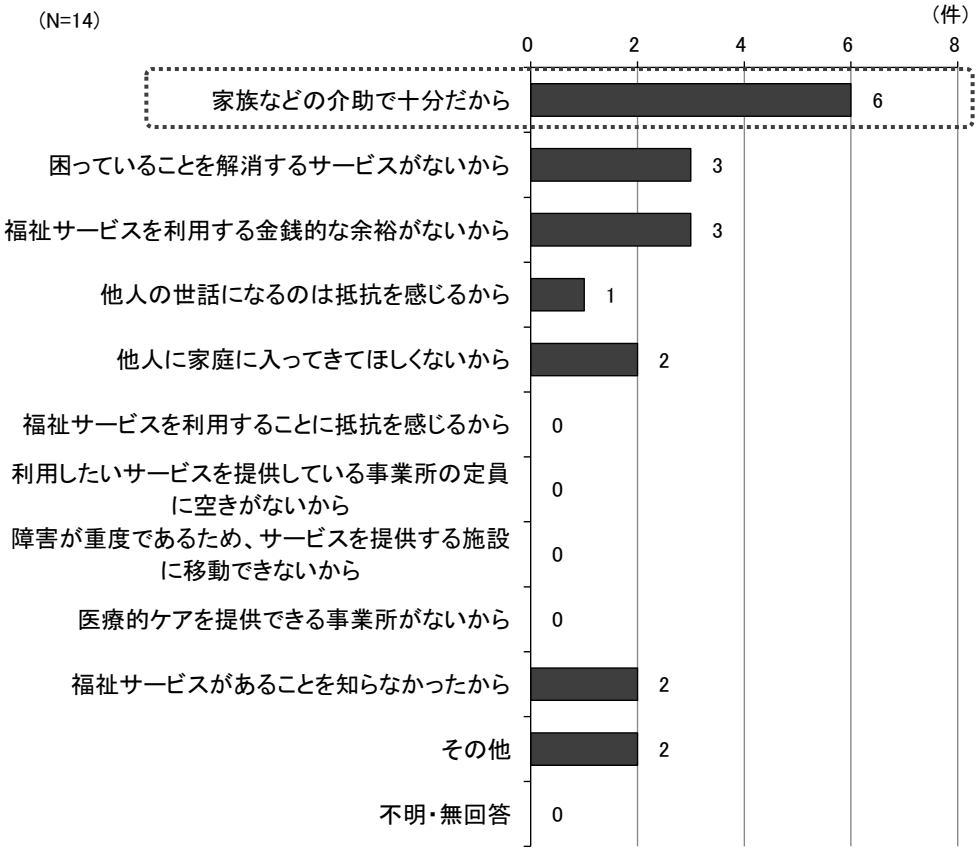

（３）調査結果の概要（18 歳以上）

①日中（余暇）活動について

○最近（過去３か月程度）どのような活動をしたかについてみると、「買い物」が 57.8%ともっとも高く、次いで「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が 23.2%、「特に何もしていない」が 20.9%となっています。

○今後、どのような活動をしたいと思うかについてみると、「買い物」が 39.3%ともっとも高く、次いで「旅行」が 35.1%、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が 20.4%となっています。

○「スポーツ」「旅行」「趣味などのサークル活動・生涯学習」では、最近した割合よりも今後したいと答えた割合が上回っています。

■最近（過去３か月程度）どのような活動をしましたか（複数回答）／
今後、どのような活動をしたいと思いますか（複数回答）

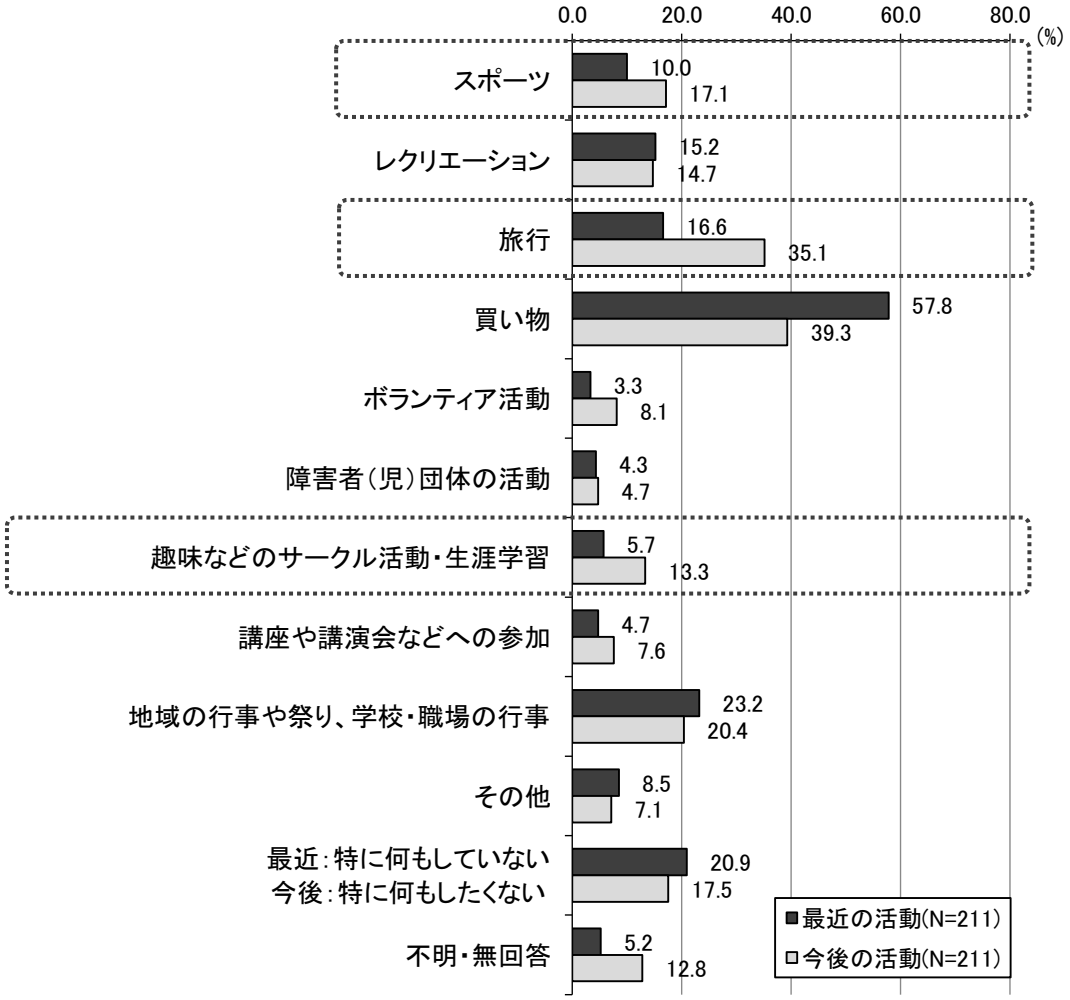

②障害に対する理解について

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」について知っているかについてみると、「知らない」が 70.6%「知っている」が 24.2%と「知らない」が上回っています。

○およそ 5～10 年前と比べて、障害のある人に対する差別や偏見は改善されてきたと思うかについてみると、「わからない」が 39.8%ともっとも高く、次いで「少しずつ改善されている」が 28.9%、「あまり改善されていない」が 12.3%となっています。

○障害があることで差別・偏見を受けたことがあるかを手帳別にみると、「ある（ある＋少しある）」について、『身体障害者手帳』では 36.3%、『療育手帳』では 46.7%、『精神障害者保健福祉手帳』では 56.7%となっています。

○どのような場面で差別・偏見を受けたかについてみると、「仕事や収入」が 38.8%ともっとも高く、次いで「公共の場での人の視線」が 36.5%、「隣近所とのつきあい」が 23.5%となっています。

■障害者虐待防止法について知っていますか

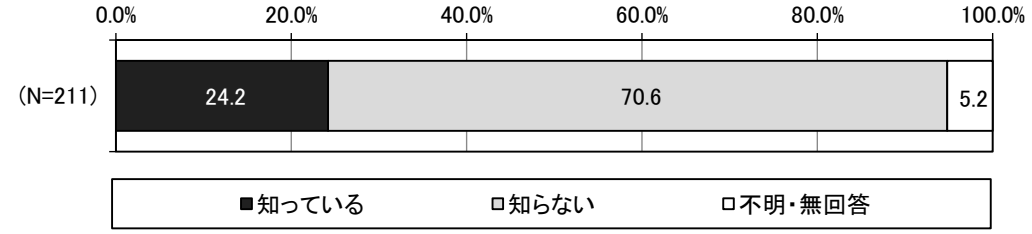

■障害があることで差別・偏見を受けたことがありますか（手帳別）

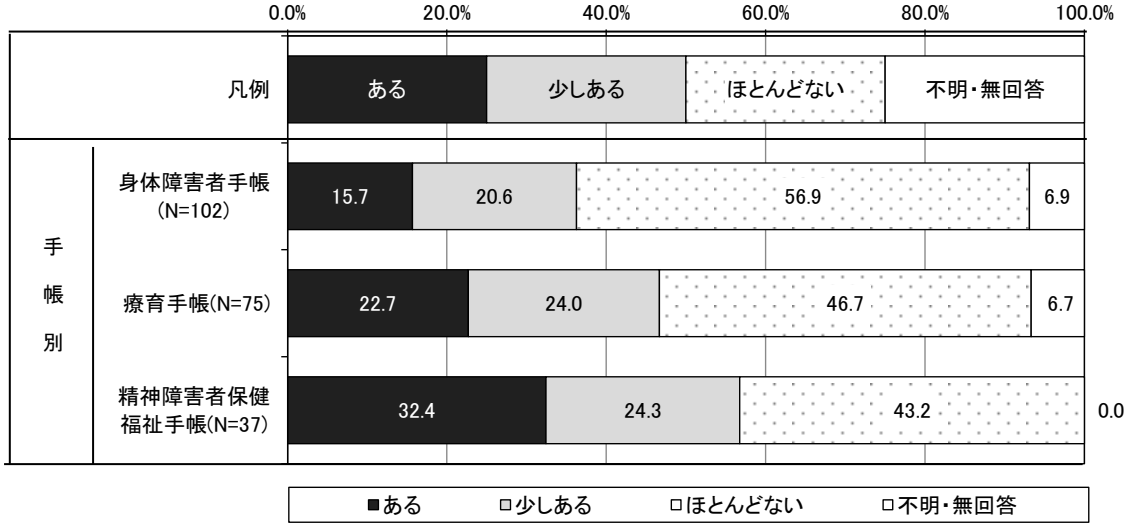

③就労状況について

○現在働いているかについてみると、「働いていない」が 49.8%、「働いている（作業所などを含む）」が 47.9%となっており、「働いていない」がわずかに上回っています。

○働いている方の雇用形態をみると、「通所施設や作業所などで働いている」が 44.6%ともっとも高く、次いで「一般の会社や団体で働いている」が 27.7%、「自営業や農業、家業などを手伝っている」が 13.9%となっています。

○働いていない主な理由についてみると、「障害のためにできる仕事がないため」が 50.5%ともっとも高く、次いで「仕事をするのが不安なため」が 21.0%となっています。

○働くときに困ったり、不安に思ったりすることについてみると、「収入が少ない」が 53.5%ともっとも高く、次いで「特に困っていることはない」が 29.7%、「良い体調を維持するのが難しい」が 22.8%となっています。

○障害があっても働きやすくするには、どのようなことが必要だと思うかについて手帳等の種類別にみると、『身体障害者手帳』『自立支援医療受給者証』では「短時間勤務や勤務日数配慮など、障害に応じた働き方ができること」、『療育手帳』では「職場で差別や偏見がないこと」、『精神障害者保健福祉手帳』では「働きながら通院できること」がもっとも高くなっています。

■あなたは、現在働いていますか

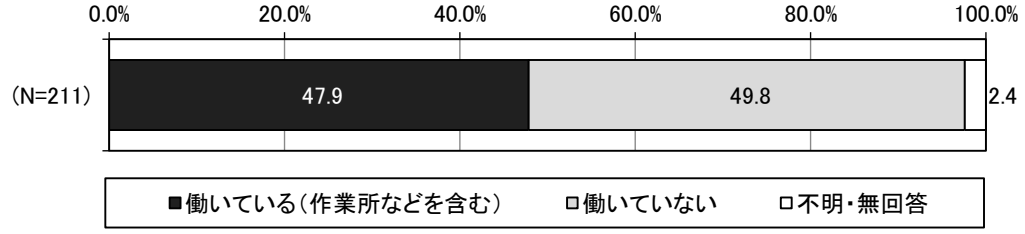

■障害があっても働きやすくするには、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）/（手帳別）

上段:度数 下段:%		問33 障害があっても働きやすくするには、どのようなことが必要だと思いますか							
		合計	通勤手段が確保されていること	職場におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数配慮など、障害に応じた働き方ができること	働きながら通院できること	職場で差別や偏見がないこと	職場に障害のある人用の設備や機器が整っていること	障害のある仲間と一緒に働けること
手帳等の種類	身体障害者手帳	102	30	12	33	18	12	11	16
		100.0	29.4	11.8	32.4	17.6	11.8	10.8	15.7
	療育手帳	75	19	6	14	5	22	6	21
		100.0	25.3	8.0	18.7	6.7	29.3	8.0	28.0
	精神障害者保健福祉手帳	37	14	1	15	16	11	1	6
		100.0	37.8	2.7	40.5	43.2	29.7	2.7	16.2

上段:度数 下段:%		つづき						
		職場に介助や相談などの支援をしてくれる人がいること	障害のある人が就労できる事業所が増えること	就労に向けての相談の場が充実していること	専門的な技術を身につける職業訓練が充実していること	在宅勤務の拡充	その他	不明・無回答
手帳等の種類	身体障害者手帳	10	27	8	7	5	1	23
		9.8	26.5	7.8	6.9	4.9	1.0	22.5
	療育手帳	16	17	7	7	2	4	15
		21.3	22.7	9.3	9.3	2.7	5.3	20.0
	精神障害者保健福祉手帳	6	12	1	3	2	5	2
		16.2	32.4	2.7	8.1	5.4	13.5	5.4

④情報の取得について

○福祉に関する情報について満足しているかについてみると、「わからない」が 33.6%ともっとも高く、次いで「現在の状態ではやや不十分」が 22.3%、「現在の状態でほぼ十分」が 19.9%となっています。

○今後、充実してほしい情報についてみると、「相談窓口に関すること」が 27.0%ともっとも高く、次いで「障害者（児）にかかわる福祉制度のこと」が 25.6%、「就職や就労支援に関すること」が 24.2%となっています。

⑤日常生活について

○外出する際に、困ったり不便に感じることについてみると、「公共交通機関が少ない、または、ない」が 31.8%ともっとも高く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」が 29.4%、「外出にお金がかかる」が 28.0%となっています。

⑥四万十町の障害者施策について

○四万十町は暮らしやすいかについてみると、「どちらかといえば暮らしやすいと思う」がもっとも高くなっています。

○障害福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することについてみると、「どのようなサービスがあるのかもっと情報がほしい」が 44.5%ともっとも高く、次いで「費用負担を軽くしてほしい」が 28.0%、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が 24.6%となっています。

■四万十町の暮らしやすさ

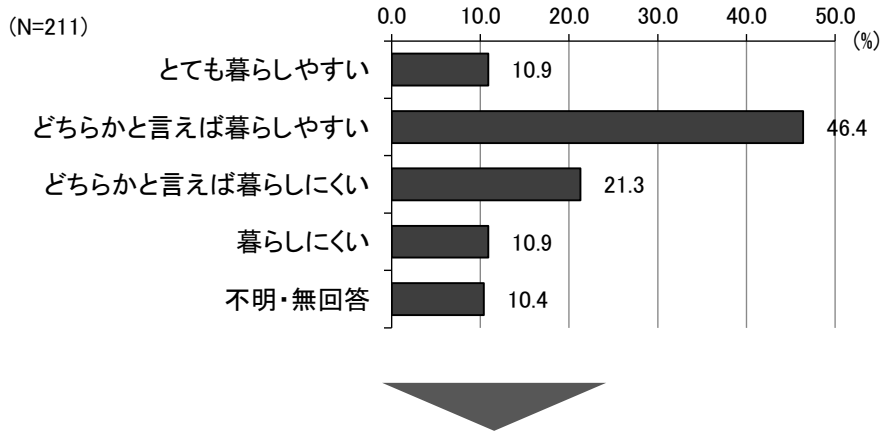

＜障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのために希望すること＞

「何でも相談できる窓口を充実してほしい」が 40.3%ともっとも高く、次いで「障害のある人の働く場所を充実してほしい」が 28.9%、「福祉に関する情報をわかりやすく提供してほしい」が 21.3%となっています。

4　関係団体・事業所調査からの意見

①障害児・者に対する福祉サービスについて

〇障害者が孤立することのないように、早い段階から相談支援を行い、適切なサービスにつなげていくことが必要。
〇保育園から学校への引き継ぎについて、親からではなく、行政からしてもらいたい。
〇相談できるアドバイザー的な人がほしい。
〇教育現場との情報共有を早い段階からしていく必要がある。
〇近年、グレーゾーンの子どもたちが増えているように思う。四万十町での障害児に対する取り組みが解りづらい。四万十町には障害児の学校がなく、町外へ行き送迎している親をみると、大変だなと思う。
〇障害児に対するサービスがまだ不足しているように感じる。

②地域での支えあいに向けた連携強化について

〇専門家集団だけではなく、その方が居住する地域住民の理解を進める体制を作っていくことが必要。
〇災害時、一般の人と一緒は難しいので、障害児や家族が居られる場所を確保してほしい。
〇民生委員さんと主に地域住民のサポート活動を促進していくことが必要。
〇障害者の高齢化も今後の課題となっており、障害者と一緒に生活している家族の高齢化への支援が必要では。
〇四万十町ももっと障害者施設ができてもいいのではと思う。今後の生活の不安を取り除くことが大切だと思う。

③障害者の社会参加について

〇送迎の充実（公共交通機関：例えばぐるりんバス）、利用しやすい便数の増加などが必要。
〇雇用する側もされる側も行き詰まったときに気軽に相談できる体制。
〇その人に合った仕事があればいい。（職の選択）
〇町内での障害者雇用の場がない。障害者への理解がない。
〇行きたいところはあるが、移動に関する支援が不足している。公共交通機関や、車両運転ボランティアの充足が必要ではないか。

④障害や障害者に対する差別解消や理解促進について

〇まだまだ障害者への偏見があるので、地域生活が大変な事も多くみられるのでは。
〇障害者への理解ができない、色々な障害の特性をもっと知ってほしい。困っている障害者の方の対応などの支援が必要ではないか。
〇障害者の方の理解を皆に知ってもらえるように話し合いや、研修等、一般の方が参加できるものを提案して皆で共有できたらいいと思う。

第３期障害者計画

第１章　第３期計画の策定に向けて

１　第２期計画の取り組み状況

本計画の策定にあたり、第２期障害者計画の推進に向けて掲げた基本目標ごとに、取り組み状況の評価を行いました。

（１）基本目標１　お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり

取り組み状況	**◇相互理解の促進** ・障害者週間に合わせて、障害福祉啓発イベント（ふくふくまつり）を実施している。 ・県障害者スポーツ大会への送迎や社会ふくし大会など各種イベントへの参加促進により、交流の機会の創出につながった。 ・社会福祉協議会と町内の学校が連携し、障害者体験学習を実施し、教育の現場での福祉教育を行っている。 **◇福祉のまちづくりの促進** ・「高知県ひとにやさしい町づくり条例」に基づき、公共施設や道路などのバリアフリー化を進めている。 ・自立支援協議会作業部会でバリアフリーマップ（多目的トイレの位置を示したもの）を作成した。 **◇災害時対策の充実** ・災害時要配慮者台帳を作成し、個別支援計画の作成を進めている。 ・町内に福祉避難所を 10 箇所設け、災害時の障害のある人の受入れ体制の整備を進めている。
残された課題	・関係機関との連携による福祉教育の更なる充実や、住民へ相互理解に向けた啓発を進めていく。 ・差別解消法が施行されたことにより、合理的配慮に関する対応については、庁内でのガイドラインの作成を含めた対応が必要となっている。 ・災害時の個別支援計画が対象者全ての作成までは出来ておらず、今後も継続して策定を進めるとともに、新たな福祉避難所開設の検討など、災害時の体制を整えていく必要がある。

（２）基本目標２　地域生活を支える保健・福祉・医療の充実

取り組み状況	**◇在宅生活支援の充実** ・障害福祉サービスにおいて、居宅介護などによる利用者支援とともに、短期入所や日中一時支援による家族への支援を行っている。 **◇日中活動の場の充実** ・生活訓練事業として窪川・大正・十和でそれぞれ「ほっとサロン」を実施しており、調理実習や社会見学など、生活をするうえで必要な能力や知識を身に着ける場となっている。また、障害のある人同士の交流や意見交換の場にもなっている。 ・窪川・大正・十和でそれぞれ「あったかふれあいセンター」を設置しており、障害の有無に関わらず、誰もが利用できる地域拠点として定着しつつある。 ・障害福祉サービスにおいて就労支援事業所の利用や就労支援センターによる就労支援を行っている。 **◇生活の場の確保** ・平成 29 年４月に町内にグループホームが開設され、障害のある人の自立と地域社会との交流を支援している。 **◇相談支援の充実** ・「指定相談支援事業所オイコニア」や「しまんと町社協相談支援事業所」、「障害者相談支援センター四万十」の開設を行った。 ・相談支援事業所連絡会を実施し、情報共有などを行っている。 **◇保健・医療の充実** ・町内のすべての新生児と里帰り中の赤ちゃんに対して新生児・乳幼児訪問を実施し、育児支援の必要な母子に対しては継続訪問を行った。 ・特定健康診査や各種がん検診等、受診率向上の取り組みを行いながら、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療に結びつくよう努めている。 ・障害や介護状態を予防するために、疾病予防、介護予防事業を実施している。 **◇権利擁護の推進** ・成年後見制度の利用についての町広報を活用した周知を実施している。 ・四万十町権利擁護ネットワーク会議において、障害のある人や高齢者のケース検討を行っている。

残された課題	・障害のある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用につながる情報提供などを継続する。 ・コミュニティ活動や日中活動の拠点の設置は進んでいるが、町域の広い本町においては、十分カバーしきれていない場所もあり、サテライト（補助となる拠点）を増やすなどの環境整備が必要。 ・相談支援については、相談支援窓口の広報・啓発が不足しているとともに、事業所や相談支援員の確保が必要。 ・障害のある人の権利擁護のための制度については、ニーズはあっても実際の活用にまでは至っていないケースが多数ある。

（3）基本目標3　こころ豊かな暮らしをもたらす社会参加の促進

取り組み状況	**◇療育・教育体制の充実** ・障害児の長期支援事業を平成 26 年度から実施しており、障害児の長期休暇の間、支援員の見守りのもと安全に過ごすことができている。 ・各学校において、年間の人権教育に沿った授業や体験が実施されている。 **◇雇用促進と就労支援の充実** ・就労継続支援（A型・B型）などの事業所やハローワークや就業生活支援センターと連携しながら就労支援を実施している。 **◇移動・コミュニケーション支援の充実** ・福祉バス・タクシーチケットを 80 歳以上の高齢者や障害のある人（条件あり）で移動が困難な人に対して交付している。 ・手話奉仕員を養成するため手話奉仕員養成事業により、聴覚障害者へのコミュニケーション支援を行っている。 **◇スポーツ・文化活動の促進** ・県障害者スポーツ大会や障害者運動会などへの送迎支援により、障害のある人のスポーツを通じた体力の維持増進や社会参加を促進している。 **◇障害者団体の育成・支援** ・障害者団体への活動支援として補助金を交付し、地域福祉の充実や支え合う地域づくりに向けた活動の推進を行っている。
残された課題	・切れ目のない療育・教育が行えるよう、関係機関の連携により、ライフステージごとの支援の引き継ぎが行えるようにする。 ・障害のある人の雇用の場の確保については、町内の事業所との連携を強化し、一般就労への移行へつなげていく。 ・障害者団体が自主的に活動できるよう今後も支援する必要がある。

第２章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本町はこれまでノーマライゼーションの理念のもと、障害者福祉施策を推進してきました。その結果、様々な専門的な機関が整備され、関係機関の連携体制が構築されるなど、一定の成果はみられています。一方で、解決すべき課題はまだ多くあります。そこで、本計画においても引き続き、障害の有無に関わらず、誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参加できるまちづくりを目指します。

そのためには、

◆自己選択・自己決定の原則のなかで、必要な支援を受けながら、安心して豊かな生活を送ることができる体制づくり

◆地域社会の対等な構成員として、その人が持つ能力を十分発揮しながら、積極的に社会参加できる環境づくり

を進めていくことが必要であると考えます。そこで、以下の基本理念（キャッチフレーズ）のもと、その実現に向けた施策展開を図ります。

基本理念

温かな支え合いのなかで、
一人ひとりが輝き、
安心して暮らせる共生のまち
四万十町

2　基本目標

これまでの町の取り組みや計画策定にあたり把握した課題やニーズを踏まえ、本計画では下記の３つの基本目標を掲げ、本計画の基本理念の実現に向け、障害のある人の自立を支えるまちづくりを目指します。

基本目標1　お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

障害のある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、活動し、支えあって生きていく共生社会の実現に向けて取り組みを進める必要があります。そのために、障害に関する理解の普及や交流を促進するとともに、地域に住む様々な人びとが地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、すべての住民が安全・安心で、快適に暮らせるまちづくりを推進するため、外出しやすい環境・生活空間のバリアフリー化や災害・緊急時をはじめ生活における安心・安全の確保に取り組みます。

基本目標2　日々の暮らしを支える支援体制づくり

障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるよう、必要な支援・サービスの利用につながるきめ細かな相談支援体制の充実に取り組みます。

また、障害の有無に関わらず、すべての人が健やかで活力ある暮らしが実現できるよう、保健・医療・リハビリテーション体制の充実を図ります。

さらに、障害福祉サービスをはじめとする多様な支援・サービスを十分に確保し、相談支援と一体となって地域生活を支える支援体制づくりを進めます。

基本目標3　自立と社会参加の基盤づくり

障害のある人が個性と能力を発揮しながら社会の一員としての役割を果たし、自己実現を図ることで、生きがいを持ち、生活の質を高められるようにする必要があります。

障害のある子どもや発達に遅れのある子どもがひとりの人間として成長し、自立と社会参加を果たせるよう、持てる個性と能力を伸ばし、可能性を引き出す、ライフステージ間での切れ目のない療育・発達支援、教育の充実を図ります。また、障害のある人の社会的・経済的自立と、多様な働き方のニーズに対応できるよう、雇用機会の確保に努めるとともに就労支援の取り組みを進めます。

3　施策の体系

基本目標	施策	主な取り組み	頁
1　お互いに思いやる、共生社会のまちづくり	（1）相互理解の促進	①広報・啓発の推進	36
		②福祉教育の推進	36
		③交流活動の推進	36
	（2）地域福祉の推進	①ボランティアの育成と活動支援	37
		②関係団体との連携	37
	（3）権利擁護の推進	①差別の解消	38
		②虐待の防止に向けた体制の整備	38
		③成年後見制度の利用促進	38
	（4）安心・安全な暮らしの実現	①防災対策の推進	39
		②防犯対策の強化	40
		③バリアフリーの促進	40
		④交通・移動対策の推進	40
2　日々の暮らしを支える支援体制づくり	（1）保健・医療体制の充実	①健康づくりの推進	41
		②障害の早期発見・早期対応	42
		③医療体制の充実	42
	（2）相談支援・情報提供の充実	①包括的な相談支援体制の充実	43
		②情報提供の充実	43
	（3）生活支援の充実	①福祉サービス等の充実	44
		②経済的支援の充実	45
		③生活環境の整備	45
		④意思疎通・コミュニケーション支援の充実	45
3　自立と社会参加の基盤づくり	（1）切れ目のない障害児支援の充実	①支援体制の充実	46
		②早期療育の充実	47
		③学校教育の充実	47
	（2）雇用・就労支援の充実	①雇用の場の拡大	48
		②個々に応じた就労支援	48
		③総合的な就労支援の推進	49
	（3）スポーツ・文化活動の充実	①スポーツ・文化芸術活動の振興	50

4　施策の重点課題

本町の現状・課題を受け、本計画期間中に特に取り組むべき重点課題を以下とします。

重点課題

①　障害への理解と差別解消に向けた啓発

・障害のある人が尊厳を持ち、地域でその人が望む充実した生活を送るためには、障害に対する理解の促進と虐待の防止・差別の解消の取り組みが大切です。
・アンケート調査では、5～10 年前に比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されてきたと答えた方は 35.1%となっていましたが、「仕事や収入」「公共の場での人の視線」など場面で、差別・偏見を受けたことがあると答えた方もいます。
・平成 28 年４月に「障害者差別解消法」が施行され、障害の有無に関わらず共生できる社会を目指すために「差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められています。一方アンケートでは、「障害者差別解消法」の認知度は低くなっています。
・精神障害や知的障害、身体障害の内部障害等は、見た目からは障害がわかりづらいため、障害の特性を正しく理解できるよう啓発することが大切です。

主な取り組み

◆広報・啓発の推進　【36 ページ】
◆福祉教育の推進　【36 ページ】
◆差別の解消　【38 ページ】

重点課題

② 障害のある子どもへの切れ目のない支援

・障害のある子どもが乳幼児期から学齢期にいたるまで一貫してよりよい支援を受けるには、関係機関における情報共有や切れ目のない支援が必要です。
・アンケート調査では、お子さんのことで相談している（したことがある）相談先では、「県立療育福祉センター」がもっとも多く、次いで「保育所・幼稚園・学校」、「医療機関（病院・診療所など）」となっており、相談機関に期待することでは、「専門的な知識を持ったスタッフがいること」や「必要な機関と迅速に連携してくれること」「身近な場所で相談ができること」が多くなっています。
・心身発達の課題等を早期に発見し、支援につなげるために、療育や発達支援に関する相談体制を充実させ、成長段階に応じた継続的な支援体制づくりが求められます。

主な取り組み

◆支援体制の充実　【46 ページ】
◆早期療育の充実　【47 ページ】
◆学校教育の充実　【47 ページ】

重点課題

③ 障害のある人の継続的な雇用・就労への支援

・障害のある人の社会参加を推進するため、就労に関する支援体制の充実が求められます。
・アンケート調査において、働くときどのようなことに困ったり不安に思ったりするかについては、「収入が少ない」が 53.5%ともっとも高く、次いで「特に困っていることはない」「良い体調を維持するのが難しい」となっています。
・アンケート調査において、障害があっても働きやすくするために必要なことでは、『身体障害者手帳』『自立支援医療受給者証』所持者からは「短時間勤務や勤務日数配慮など、障害に応じた働き方ができること」、『療育手帳』所持者からは「職場で差別や偏見がないこと」、『精神障害者保健福祉手帳』所持者からは「働きながら通院できること」がもっとも高くなっています。
・能力と適性に応じて、障害のある人が就労し、仕事を継続できるよう体制整備を進める必要があります。

主な取り組み

◆雇用の場の拡大　【48 ページ】
◆個々に応じた就労支援　【48 ページ】
◆総合的な就労支援の推進　【49 ページ】

重点課題

④ 地域生活支援の強化

・障害のある人が住み慣れた地域で自立し安心した生活を送るためには、障害のある人の視点に立った福祉サービスの提供が必要です。
・アンケート調査では、障害福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することでは、「どのようなサービスがあるのかもっと情報がほしい」が 44.5%ともっとも高く、次いで「費用負担を軽くしてほしい」、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」となっています。
・事業所・関係団体調査では、障害者の高齢化や一緒に生活している家族の高齢化が今後進むなか、障害に対する地域住民の理解や、障害のある人が孤立することのないように早い段階から相談支援を行い、適切なサービスにつなげていくことが必要であるとの意見があります。
・障害の有無に関わらず、誰もが生活しやすく、気遣いあい、支えあえる、地域共生社会の実現に向けて地域生活の支援の強化が求められます。

主な取り組み

◆包括的な相談支援体制の充実 【43 ページ】
◆福祉サービス等の充実 【44 ページ】
◆生活環境の整備 【45 ページ】

第３章　施策の展開

基本目標１　お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

（１）相互理解の促進

施策の方向性

様々な広報媒体やイベントなどを活用し、障害や障害のある人への社会参加への理解に向けた啓発や、地域や教育現場での福祉教育、住民との交流の機会の拡充などを通じて、お互いに理解を深め、共生できる地域づくりを目指します。

主な取り組み

①広報・啓発の推進

取り組み	実施内容	担当課
町広報等での意識啓発	・広報づくりのための研修を進め、広報内容の充実を図ります。 ・町広報誌やパンフレットによる情報発信やイベントの開催など様々な機会を通じて、町民に対する意識啓発を行います。	企画課 健康福祉課
町職員に対する研修	・町職員の障害に対する理解に向けた研修を、職員研修担当部局の協力のもとに進めます。	総務課 健康福祉課

②福祉教育の推進

取り組み	実施内容	担当課
保育所･学校･地域等における福祉教育の推進	・各種団体、学校等と協力し、福祉体験学習の実施を推進します。 ・保育、学校教育、地域において福祉教育に携わる関係者の知識や技術向上を推進します。	生涯学習課 学校教育課 健康福祉課

③交流活動の推進

取り組み	実施内容	担当課
各種イベントへの参加促進	・町内外で実施される各種イベントでは、障害の特性に配慮したイベントの情報発信など、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めます。 ・障害のある人を中心とする各種イベントでは、多くの住民が参加するよう努めます。	健康福祉課

（２）地域福祉の推進

施策の方向性

障害のある人が身近な地域で生活を送ることができるよう、ボランティア活動や障害者団体などの活動を支援し、地域における支え合い・助け合いを促進します。

主な取り組み

①ボランティアの育成と活動支援

取り組み	実施内容	担当課
ボランティア活動への参加促進	・住民が様々なボランティア活動に参加できるように、広報・啓発活動や情報提供を行います。	健康福祉課
ボランティア講座の周知	・関係機関と連携し、県や社会福祉協議会等が実施する各種講座等の周知を積極的に行います。	健康福祉課

②関係団体との連携

取り組み	実施内容	担当課
障害者団体への支援	・障害者団体の活動を支援するために補助金を支給します。 ・障害者団体等が主催する各種イベント等に協力し、自主的な活動を支援します。 ・障害者施策について障害者団体等と情報を共有し、協働することにより、障害者施策を推進します。	健康福祉課

（３）権利擁護の推進

施策の方向性

障害のある人が不当な差別や社会的障壁がなくなるように率先して取り組む主体として、合理的配慮の提供や行政サービスの向上に努めるとともに、障害のある人の人権が脅かされることのないよう、虐待の防止や権利擁護の推進を図ります。

主な取り組み

①差別の解消

取り組み	実施内容	担当課
行政サービス等における合理的配慮の提供	・障害者差別解消法により、地方公共団体に義務付けられている不当な差別的取扱いの禁止や障害者への合理的配慮の提供、事前的改善措置の実施について、全庁的な取り組みを推進していきます。	健康福祉課

②虐待の防止に向けた体制の整備

取り組み	実施内容	担当課
虐待防止への取り組み	・障害者虐待の防止などに関する広報、その他啓発活動を行います。 ・相談支援事業所などの関係機関と連携を図り、虐待の防止や対応を行います。	健康福祉課

③成年後見制度の利用促進

取り組み	実施内容	担当課
成年後見制度の周知	・障害のある人の人権や財産を守る成年後見制度について、その有効性や手続き方法などを広く広報・啓発します。 ・専門職と連携した利用促進、支援の取り組みの強化を図ります。	健康福祉課

（４）安心・安全な暮らしの実現

施策の方向性

近年、東日本大震災や熊本地震等の地震が発生するなかで、障害のある人の避難生活等、災害時支援について課題がみられます。今後、本町でも南海トラフ大地震などの大規模な地震発生により甚大な被害が想定されるため、災害時の支援体制を整備します。

また、障害のある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれないように、防犯対策の充実を図るとともに、障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい社会環境が整備されるように、バリアフリーの普及や社会参加のための移動支援の充実に努めます。

主な取り組み

①防災対策の推進

取り組み	実施内容	担当課
災害時要配慮者への対策	・地域包括支援センターや消防署、自主防災組織等との連携を強化しながら、災害時に援護が必要な障害のある人等の状況の把握に努めます。 ・地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の個別支援計画を作成していきます。	健康福祉課
災害時の情報伝達	・災害時に屋外放送施設やケーブルテレビを活用した障害のある人等への情報伝達体制の整備に努めます。	健康福祉課 危機管理課
施設における防災対策の促進	・社会福祉施設等に対し、防災設備の整備や施設入所者の避難対策を講じるよう指導します。	危機管理課
避難場所における配慮	・災害時に障害のある人が安心して避難所で過ごすことができるよう、関係機関と連携しながら、必要な医療体制や介護体制を整備します。 ・災害時要配慮者のための福祉避難所は、現在、町内に 10 か所あり、今後も必要に応じて、受け入れ可能な施設を検討します。	健康福祉課 危機管理課

②防犯対策の強化

取り組み	実施内容	担当課
防犯意識の普及啓発	・障害のある人やその家族などが防犯についての意識を高めるとともに、防犯知識を身につけられるように、広報などでの普及を図ります。 ・悪徳商法の被害に遭わないよう、消費者生活センターや警察と連携し、悪徳商法に関する情報提供を行います。	健康福祉課 にぎわい創出課
地域の防犯体制の整備	・民生委員・児童委員などの協力を得ながら、地域での見守り体制の確立に努めます。	健康福祉課

③バリアフリーの促進

取り組み	実施内容	担当課
公共施設のバリアフリー化	・集会所や学校などの多くの人が利用する公共施設について、段差の解消や障害者トイレの整備などのバリアフリー化を推進します。	建設課 健康福祉課 学校教育課
バリアフリー化に関する啓発	・障害のある人が外出しにくい環境をつくらないよう、町民に対する啓発を行うなど、バリアフリー化を推進します。	健康福祉課

④交通・移動対策の推進

取り組み	実施内容	担当課
移動手段の充実	・福祉バス・タクシー事業や移動支援事業を通じて、移動が困難な障害のある人へ社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。	健康福祉課

基本目標２　日々の暮らしを支える支援体制づくり

（１）保健・医療体制の充実

施策の方向性

障害のある人が地域で生活していくためには、保健・医療機関との関わりは不可欠です。各関係機関との連携により、障害の早期発見・早期対応をはじめ、地域における医療体制やリハビリテーション体制、精神保健福祉の推進を図り、安心して暮らせる支援体制を目指します。

主な取り組み

①健康づくりの推進

取り組み	実施内容	担当課
健康教育・健康相談の実施	・健康に関する正しい知識の習得と生活習慣病の予防に向けた教室を開催します。 ・家庭を訪問し、病状や治療、生活状況等を確認するとともに、必要に応じて医療機関や福祉サービス等につなげます。	健康福祉課
精神保健福祉の充実	・精神科受診のきっかけづくりや家族等への助言を行います。 ・精神科医療と地域の連携、地域精神保健の在り方など、精神障害のある人たちが地域で安心して生活が送れるよう、途切れることのない支援体制の構築を目指します。 ・心の健康についての啓発を継続するとともに、相談支援体制の強化を図ります。	健康福祉課

②障害の早期発見・早期対応

取り組み	実施内容	担当課
母子保健事業の推進	・乳幼児健康診査や新生児・乳幼児訪問などの母子保健事業の充実に努め、障害の早期発見・早期対応に努めます。 ・指導が必要な幼児や経過観察が必要な幼児に対して、専門職員による指導を実施します。	健康福祉課
特定健診・各種がん検診の充実	・生活習慣病やその他各疾患の早期発見に努め、健康状態の把握をすることで自らの健康管理を促進します。特に受診率の低い 40・50 歳代の受診を勧めます。	健康福祉課

③医療体制の充実

取り組み	実施内容	担当課
医療費の負担軽減	・医療やリハビリテーションを必要とする障害のある人の健康管理や、患者および家族の経済的負担を軽減するため、自立支援医療や重度心身障害児（者）医療費の助成などを行います。 ・町外の医療機関で月８回以上通院し透析療法を受けている人に対して通院に要する費用の一部を助成します。	健康福祉課
医療体制の整備	・近隣市町村や医療機関などと連携し、保健・福祉を含めた包括的な地域医療体制の充実に努めます。 ・医療の必要な重度障害の子どもに対して、訪問系医療サービスも含め、必要な医療につなげるよう支援します。	健康福祉課

（２）相談支援・情報提供の充実

施策の方向性

誰もが安心して身近な地域で暮らすことができるように、相談窓口の強化や包括的な相談支援体制の充実を図ります。

また、障害のある人が確実に情報を得ることができるよう、情報提供の充実や情報のバリアフリーについても引き続き実施します。

主な取り組み

①包括的な相談支援体制の充実

取り組み	実施内容	担当課
切れ目のない相談支援体制の整備	・障害のある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、関係課間の情報共有を図ります。 ・町内の相談支援事業所や自立支援協議会、民生委員・児童委員などと連携し、ライフステージにおける課題の共有や相談支援のネットワークの構築に努めます。	健康福祉課 学校教育課
相談窓口の機能強化	・相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに、相談窓口の周知を進めます。 ・身近な相談窓口となる民生委員・児童委員や障害者相談員との連携強化等により、多様な相談活動の推進を図ります。	健康福祉課

②情報提供の充実

取り組み	実施内容	担当課
情報提供の充実	・障害福祉に関する各種制度・サービスについて、常に最新の情報が得られるよう、ホームページや広報等を通じて随時情報の更新を行います。	健康福祉課
情報バリアフリーの促進	・広報紙やホームページについて、文字の大きさや色彩等に配慮し、障害のある人にとって見やすく、わかりやすい情報の提供に努めます。 ・障害のある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法等を把握し、必要に応じて導入していきます。	健康福祉課

（３）生活支援の充実

施策の方向性

障害のある人などが地域で安心して暮らしていくため、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービスを提供しています。

今後も、効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう、サービスの提供体制の確保や生活安定のための経済的支援、住まいの場の確保などを行い、障害のある人の地域生活、在宅生活を支える支援の充実に努めます。

主な取り組み

①福祉サービス等の充実

取り組み	実施内容	担当課
障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実	・障害のある人の居宅での生活を支える訪問系サービスや、障害のある人の日中においての自立した生活を支援する日中活動系サービス、生活の場となる居住系サービス、地域生活支援事業等の充実を図るとともに、支給決定に基づき適切なサービス提供に努めます。	健康福祉課
地域生活支援拠点等の整備	・障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う地域生活支援拠点の整備に向けて、近隣の市町と調整しながら、共同による拠点整備を進めます。	健康福祉課
あったかふれあいセンター事業の実施	・拠点施設として、障害のある人の日中の居場所や就労支援、相談支援を推進していきます。 ・町民の身近な地区でのサテライト事業を展開していきます。	健康福祉課
食の支援対策	・調理が困難な一人暮らし等の障害のある人に対し、配食サービスも含め、食の支援対策のあり方の検討を進めていきます。	健康福祉課

②経済的支援の充実

取り組み	実施内容	担当課
経済的支援の充実	・障害のある人の経済的負担を軽減し、地域で安定した生活が送れるよう、国・県の各種手当について、制度の紹介および利用促進を図ります。	健康福祉課
公共料金等の減免及び税の控除・減免	・公共交通機関等の各種割引制度や税・利用料等の減免制度等について、さまざまな機会や媒体を通して周知し、利用促進を図ります。	健康福祉課

③生活環境の整備

取り組み	実施内容	担当課
入居・入所支援の推進	・近隣市町村と連携し、グループホームや施設などへの入所支援に努めます。 ・増加するニーズへの対応を図るため、国や県の実施する基盤整備事業などを事業者へ周知し、グループホーム等の整備を促進します。	健康福祉課
公営住宅の整備・改修	・障害のある人や高齢者が居住する町営住宅の建替え、改善事業などの実施により、バリアフリーに対応した住宅の供給に努めます。	建設課
暮らしやすい住宅づくりの促進	・介護の必要な重度の身体障害児・者が、住宅において安全かつ健やかな生活を送るために必要な既存住宅の改造費用を助成します。	健康福祉課

④意思疎通・コミュニケーション支援の充実

取り組み	実施内容	担当課
意思疎通支援事業の推進	・聴覚障害のある人を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、人材の養成を図るための体制整備を図ります。	健康福祉課
手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成	・手話奉仕員・要約筆記奉仕員の人材養成に努めるとともに、奉仕員の活動の場を確保します。	健康福祉課

基本目標３　自立と社会参加の基盤づくり

（１）切れ目のない障害児支援の充実

施策の方向性

障害の有無に関わらず子どもたちがのびのびと成長するには、それぞれの個性を尊重した環境を整備することが大切です。障害のある子どもが、専門的な療育や一人ひとりの障害に応じた保育を受けられるように、早期療育や療育相談体制の充実や特別支援教育の充実を図り、切れ目のない障害児支援の充実と保護者の支援に努めます。

主な取り組み

①支援体制の充実

取り組み	実施内容	担当課
児童発達支援の充実	・障害のある子どもや発達に遅れのある子どもに対し、基本的生活習慣及び集団生活への適応性を養うとともに、相談支援等を行う児童発達支援センターの圏域での設置を目指します。 ・障害のある子どもの保護者に対して子どもの成長発達とともに必要な支援を充実していきます。	健康福祉課
関係機関の連携	・成長段階に応じた切れ目のない支援が行われるよう、一貫した支援を行うため高知県が作成した「つながるノート」の活用や、保健・医療・福祉・教育等の各分野の連携と支援情報の共有を行います。	健康福祉課
医療的ケアの充実	・医療的ケアを必要とする障害児が必要な支援を受けられ、家族の負担が軽減されるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と関係機関の連携体制の確立を図ります。	健康福祉課

②早期療育の充実

取り組み	実施内容	担当課
障害児保育の充実	・障害のある子どもを支援するため、保育所における受け入れ体制を充実していきます。また、職員研修の実施により、指導力の向上に努めます。 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けて検討します。	生涯学習課 健康福祉課

③学校教育の充実

取り組み	実施内容	担当課
特別支援教育の推進	・特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの配置や全教職員が障害を理解するための研修を定期的に行います。	学校教育課
教育相談・就学指導の充実	・就学指導委員会の開催や就学相談を通じ、障害のある児童生徒の就学を支援します。	学校教育課
障害のある人への理解を深めるための授業の実施	・児童生徒の障害理解を促進するため、授業等において人権教育を進めます。また、専門の指導者等による教育福祉人材交流研修を年１回実施します。	学校教育課

（２）雇用・就労支援の充実

施策の方向性

障害のある人の一般就労に向けて、事業者への啓発を充実させるとともに、関係機関との連携強化や情報提供などを通じて、障害のある人への就労サポートや就労定着を図ります。

また、一般就労だけでなく、多様な就労の場の確保に努め、その人に応じた自立支援を図ります。

主な取り組み

①雇用の場の拡大

取り組み	実施内容	担当課
住民や事業所への啓発	・障害のある人の雇用義務制度や、企業の社会的責任などの啓発を行います。 ・パンフレットなどの活用により、各種助成制度等の情報提供を行います。	健康福祉課
町職員への雇用の促進	・町職員の雇用にあたっては法定雇用率を基準とし、その能力と適正をもとに積極的な雇用に努めます。	総務課

②個々に応じた就労支援

取り組み	実施内容	担当課
就労移行支援	・福祉施設から一般就労等への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後における職場定着等、障害のある人の就労移行支援事業を行う事業所と連携し、相談や手続きの支援を行います。	健康福祉課
就労継続支援	・一般就労が困難な障害のある人等を対象に、通所により働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業を行う事業所と連携し、相談や手続きの支援を行います。	健康福祉課
各種制度の利用促進	・ジョブコーチ支援 やトライアル雇用 をはじめ、職業能力開発・訓練にかかる各種制度や事業主に対する各種助成についての周知に努め、利用促進を図ります。	健康福祉課 にぎわい創出課

③総合的な就労支援の推進

取り組み	実施内容	担当課
工賃水準の向上	・障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等からの物品、役務の調達を推進します。	健康福祉課 総務課
ハローワーク等との連携強化	・障害者雇用に関する情報共有や事業者に対する理解促進に向け、定期的に情報交換をするなどハローワーク等とのさらなる連携強化を図ります。	健康福祉課
町内事業所の連携・協働	・事業所製品の利用促進について連携・協働していきます。	健康福祉課

（３）スポーツ・文化活動の充実

施策の方向性

障害のある人が、スポーツや文化活動等を通じて社会参加をし、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図ることができるよう、身近な地域で気軽に参加できる活動の提供、活動の場づくりに努めます。

主な取り組み

①スポーツ・文化芸術活動の振興

取り組み	実施内容	担当課
障害者の学習機会の拡充	・障害のある人やその家族などのニーズの把握に努めながら、参加しやすい各種講座の開催に努めます。	健康福祉課
利用支援の充実	・障害のある人が気軽に文化・芸術に触れる機会を持つことができるよう、文化施設・体育施設の利用料等について割引適用の拡充を図ります。	生涯学習課
スポーツ大会・イベント等への参加促進	・県が主催するスポーツ大会をはじめ、各種大会・イベント等について周知するとともに、気軽に参加しやすくなるように送迎などの支援をします。	健康福祉課

第５期障害福祉計画・

第１期障害児福祉計画

第１章　第４期障害福祉計画の進捗

第４期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）において、入所・入院から地域生活への移行及び福祉的就労から一般就労への移行目標について具体的な指針を示した成果目標の進捗状況は下記の通りです。

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

本町においても、国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害のある人の状況と意向、地域の受入体制等の状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら、地域移行に向けて取り組みを進めてきました。

入所者削減数については、目標値２人削減に対して、１人増加しており、目標達成には至っていません。地域生活移行者数については、目標値６人に対して、２人となっており、目標達成には至っていません。

■取り組み状況

項　　目	数　値	備　　考
平成 25 年度末時点の入所者数（A）	54 人	平成 25 年度末時点の 施設入所者数
平成 29 年度末の施設入所者数（B）	57 人	平成 29 年度末時点の 施設入所者数（見込み）
入所者削減数（A）－（B）	【目標値】 ２人 【実績値】 +１人増	（A）－（B）
平成 29 年度末までの地域生活移行者数	【目標値】 ６人 【実績値】 ２人	

2　障害者の地域生活の支援拠点の整備

障害者の地域生活を支援するために、多機能型拠点構想として地域生活支援拠点の整備については、平成 29 年度末までに体制整備ができるよう関係する事業者との調整や協議検討を進めることとしていましたが、平成 29 年度末時点での整備には至っていません。

■取り組み状況

項　　目	数　値	備　　考
平成 29 年度末までの 地域生活支援拠点等の整備	【目標値】 1か所 【実績値】 0か所	居住支援機能と地域支援機能について、一体的な整備の検討を進めることとします。

3　福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努めるとともに、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、一般就労や雇用支援策の理解促進に取り組んできました。

福祉施設利用者の一般就労への移行者数については、目標値４人に対して２人となっています。

就労移行支援事業の利用者数については、目標値２人に対して３人となっており、目標達成の見込みです。

①福祉施設から一般就労への移行者数

■取り組み状況

項　　目	数　値	備　　考
平成 24 年度の一般就労移行者数	2人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
平成 29 年度の一般就労移行者数	【目標値】 4人 【実績値】 2人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数（見込み） ＜参考＞ ※平成 27 年度　1人 ※平成 28 年度　4人

②就労移行支援事業の利用者数

■取り組み状況

項　　目	数　値	備　　考
平成 24 年度の就労移行支援事業の利用者数	１人	平成24年度における就労移行支援事業の利用者数
平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者数	【目標値】 ２人 【実績値】 ３人	平成29年度における就労移行支援事業の利用者数（見込み） ＜参考＞ ※平成 27 年度　５人 ※平成 28 年度　５人

第２章　障害福祉の充実のための成果目標

１　福祉施設から地域生活への移行促進

■成果目標の考え方

国の指針	○平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の９%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○平成 32 年度末時点の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から２%以上削減することを基本とする。
四万十町の方針	○国の指針に基づく成果目標数は、地域生活移行者数が５人、施設入所者数の削減数が１人となっています。 しかし、本町では地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度の障害者がいることや障害者の高齢化、受け皿となる社会資源の不足など、地域移行に向けた支援体制が十分でないため、施設入所者数を削減するには厳しい状況にあります。 施設入所者を削減するために必要な方策を今後も検討していきますが、個々の状況を踏まえての成果目標とします。

■成果目標

基　準　値	数　値
平成 28 年度末時点の施設入所者数（**A**）	53 人
平成 32 年度末時点の施設入所者数（**B**）	60 人

目　　標	数　値	考え方
地域生活移行者数 （平成 32 年度末まで）	１人	平成 32 年度末までの地域移行者数（**D**）
	1.9%	（**D**）/（**A**）
施設入所者の削減数 （平成 32 年度末まで）	+７人	平成 32 年度末までの削減見込み数 （**A**）ー（**B**）
	+13.2%	

2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■成果目標の考え方

国の指針	○平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）の設置。 ○平成 32 年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の設定。（都道府県が設定） ○平成 32 年度末までの精神病床における早期退院率（入院後３か月時点の退院率、入院後６か月時点の退院率、入院後１年時点の退院率）の設定。（都道府県が設定）
四万十町の方針	○協議の場の設置については、四万十町精神保健ネットワーク会を活用し、平成 32 年度末までの設置を目指します。

■成果目標

目　　標	数　値
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（か所）	１か所

3　地域生活支援拠点等の整備

■成果目標の考え方

国の指針	○平成 32 年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
四万十町の方針	○近隣の市町と調整しながら、共同による拠点整備を進めます。

■成果目標

目　　標	数　値
地域生活支援拠点等の整備（か所）	１か所

4　福祉施設から一般就労への移行等

■成果目標の考え方

国の指針	○平成 32 年度中に、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。 ○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の２割以上増加することを目指す。 ○就労移行率が３割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の５割以上とすることを目指す。 ○各年度における就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする。
四万十町の方針	○町内では零細な事業所が多いため、障害のある人の一般就労を受け入れる事業所が少なく、国の指針に基づく目標達成は困難であると考えます。個々の状況を踏まえながら、柔軟に対応します。

■成果目標

①福祉施設から一般就労への移行者数

基　準　値	数　値	考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数	４人	平成 28 年度において、福祉施設を退所して、一般就労した人の数

目　　標	数　値	考え方
平成 32 年度の一般就労移行者数	２人	平成 32 年度において、福祉施設を退所して、一般就労した人の数

②就労移行支援事業の利用者数

基　準　値	数　値	考え方
平成 28 年度の就労移行支援事業利用者数	５人	平成 28 年度において、就労移行支援事業を利用した人の数

目　　標	数　値	考え方
平成 32 年度の就労移行支援事業利用者数	３人	平成 32 年度において、就労移行支援事業を利用した人の数

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

基　準　値	数　値	考え方
平成 28 年度 就労移行支援事業所数	0か所	平成 28 年度の町内事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業数

目　　標	数　値	考え方
平成 32 年度 就労移行支援事業所数	１か所	町内事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所数

④就労定着支援

基　準　値	数　値	考え方
平成 30 年度		支援開始１年後の定着率
平成 31 年度	80%	
平成 32 年度	80%	

5　障害児支援の提供体制の整備等

■成果目標の考え方

国の指針	○平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置することを基本とする。 ○平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ○平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保することを基本とする。 ○平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
四万十町の方針	○児童発達支援センターの設置については、近隣の市町と調整しながら、圏域での共同による設置を目指します。 ○保育所等訪問支援事業所については、現在町内にはないため、町外事業所の利用を含め平成 32 年度末までに利用体制の確保を目指します。 ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、近隣の市町と調整しながら、圏域での確保を目指します。 ○医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場については、四万十町障害者自立支援協議会を活用し、平成 30 年度末までの設置を目指します。

■成果目標

目　　標	数　値	考え方
児童発達支援センターの設置数	１か所	平成 32 年度末までの児童発達支援センターの設置数
保育所等訪問支援事業所数	１か所	平成 32 年度末までの保育所等訪問支援事業所数
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	１か所	平成 32 年度末までの重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	１か所	平成 30 年度末までの協議の場の数

第３章　障害福祉サービス等の見込み

１　障害福祉サービスの見込み量

（１）訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
訪問系サービス	人/月	15	15	11	14	17	20
	時間/月	176	172	158	213	238	258

■見込み量の確保の方策

重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援について、利用を見込んでいましたが、利用実績はありませんでした。主に居宅介護を中心に利用実績を参考にしながら、今後必要なサービス量を見込んでいます。

訪問系サービスは、日常生活を営むのに支障がある障害のある人の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスです。そのため、入所施設や精神科病院からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、サービス量の確保に努めます。

（２）日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。
自立訓練 （機能訓練）	身体に障害があり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 （生活訓練）	知的または精神に障害があり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援Ａ型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援Ｂ型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
生活介護	人/月	70	68	74	77	81	85
	人日/月	1,391	1,395	1,428	1,522	1,565	1,620
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1	1	0	0
	人日/月	18	17	17	16	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	3	3	1	2	3	3
	人日/月	63	64	23	38	69	53
就労継続支援Ａ型	人/月	16	18	9	9	10	10
	人日/月	353	358	180	193	216	216
就労継続支援Ｂ型	人/月	70	69	80	90	94	98
	人日/月	1,231	1,188	1,381	1,595	1,627	1,698
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
短期入所	人/月	7	8	10	9	10	11
	人日/月	46	55	43	48	54	59

■見込み量の確保の方策

生活介護については、利用実績は計画値を下回っていますが、平成 29 年度には新規利用者も増え、今後も新たに利用できる事業所が増えることから、増加すると見込みました。

就労継続支援サービスについては、町内事業所が A 型と B 型の多機能事業所として事業形態を変えたことや、就労継続支援 B 型のニーズが高いことから、今後も利用者が増加していくと思われます。

今後も、利用者にとって身近な地域で日中活動の場を確保できるよう、サービス提供事業所の適正な配置に向け、近隣市町および事業者との調整に努めながら、サービス提供体制を確立させます。

就労系サービスについても、平成 30 年度から開始される就労定着支援をはじめとして、障害のある人の社会参加を支援するサービスを充実させるために、就労支援サービス提供事業所の確保を進めていきます。

また、短期入所はニーズが高く、今後も一定量が見込まれます。短期入所受け入れ体制の充実に向けて、社会福祉法人など民間事業者へ働きかけ、事業者間の連携を図り、受け入れ枠の拡充に努めます。

（３）居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
共同生活援助	人/月	37	40	44	48	50	52
施設入所支援	人/月	60	55	57	57	57	60

■見込み量の確保の方策

共同生活援助については、計画値を下回っているものの年々利用者は増加傾向にあります。町内にも平成 29 年度に新たなグループホームができたことや、障害のある人の親の高齢化等により、将来的なグループホーム利用意向は高く、見込み量の設定にあたってもニーズを勘案したものとしました。

施設入所については、国の指針では削減を目指されていますが、実情を踏まえると増加が予測されるため、地域移行を促進することで大幅な増加とならないよう見込んでいます。

今後も、グループホームの整備については、整備計画のある法人等のサービス事業者への財政支援や情報提供を積極的に実施し、整備促進を図ります。

（４）相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
計画相談支援	人/月	20	44	37	41	42	45
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保の方策

計画相談支援については、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて障害福祉サービス利用者すべてにサービス等利用計画やモニタリングが作成され、新規利用者についても同様となるため計画値を上回っています。今後も障害サービス利用者増に伴い増加すると見込んでいます。

今後も、一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して、最適なサービスを提供するために計画相談支援等を実施します。サービス等利用計画はサービス受給者すべてに作成されることから、計画作成を含めた相談支援を行う人材の確保を図ります。

（５）平成 30 年度より新設されるサービス

■サービスの内容

サービス名	内容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で１人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
就労定着支援	人/月				1	2	2
自立生活援助	人/月				1	1	1

■見込み量の確保の方策

平成 30 年度から新規に設置される就労定着支援や自立生活援助については、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促し、サービスを提供する事業者の確保に努めていきます。

2　地域生活支援事業の見込み

必須事業

（１）理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

■見込み量の確保の方策

平成 25 年度から引き続き平成 29 年度まで実績はありませんが、地域における障害のある人の不安を解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、今後の実施については、状況を踏まえ検討します。

（２）自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保の方策

本町では、ボランティア団体等への委託や自立支援協議会等により事業実施をしておりますが、町と一体となってイベントを行うなど、今後も活動を支援していきます。

（３）相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
障害者相談支援事業	か所	２	２	２	２	２	２
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

■見込み量の確保の方策

委託相談支援事業所等により、障害のある人の立場にたった相談支援に努めます。また、住宅入居等支援事業の今後の実施については、状況を踏まえて検討します。

（４）成年後見制度利用支援事業

知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる経費のすべてまたは一部を補助します。

判断能力が不十分な障害のある人の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
成年後見制度利用支援事業	件	０	２	１	２	３	３

■見込み量の確保の方策

平成 28 年度から利用実績があり、計画に沿った事業実施ができています。

今後も、障害のある人の必要な援助として権利擁護の取り組みを推進しつつ、成年後見制度の周知を図ります。成年後見制度の利用困難者に経済面から補助を行い、制度の利用を促進します。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

■見込み量の確保の方策

本町では、現在実施しておりませんが、平成 30 年度より社会福祉協議会が法人後見業務を開始する予定です。

今後も、障害のある人が安心して成年後見制度を利用できるよう、法人後見実施団体に対しての支援を行います。

（６）意思疎通支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
手話通訳者派遣事業	手話や要約筆記を必要とする聴覚障害者を対象に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
要約筆記者派遣事業	手話や要約筆記を必要とする聴覚障害者を対象に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度	平成 29（2017）年度（見込み）	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度
手話通訳者派遣事業	利用人数（実人数）	４	４	４	４	４	４
要約筆記者派遣事業	派遣回数	２	２	２	２	２	２

■見込み量の確保の方策

手話通訳者派遣事業については、平成 26 年度以前と比べると利用者が１人増となるものの計画値には達していません。要約筆記者派遣事業では毎年、開催されるイベントへ年２回派遣をしており、個人への派遣実績はありません。

今後も、利用対象者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳及び要約筆記登録者の確保や質の向上に取り組みます。

（７）日常生活用具給付等事業

障害のある人などの日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与します。

■サービスの内容

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度	平成 29（2017）年度（見込み）	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度
介護･訓練支援用具	件	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	5	5	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	4	1	5	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	4	10	3	5	5	5
排泄管理支援用具	件	373	381	370	375	375	375
居宅生活動作補助用（住宅改修費）	件	0	1	0	1	1	1
合計	件	387	399	404	390	390	390

■見込み量の確保の方策

日常生活用具給付事業における各用具の利用実績は、年度により多少の増減があるものの、増加で見込んでいた排泄管理支援用具については、サービス対象者の減少により、見込みを下回る実績となりました。

今後も、障害のある人の日常生活の便宜を図り、在宅生活をより円滑に過ごせるためにも、利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図り、必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

（８）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者などとのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修を定期的に実施することで、障害者の社会参加と交流を促進します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	14	4	0	5	5	5

■見込み量の確保の方策

平成 27 年度から平成 28 年度に渡って２講座を段階的に実施し、平成 29 年度については実施できませんでした。

今後も、厚生労働省が定めたカリキュラムによる２年間（前期・後期）の手話奉仕員養成講座を開催します。また、日常会話に足る技術の習得のため、講座は連続講座とし、内容の充実を図ります。

（９）移動支援事業

屋外での移動に伴う心身障害者・児に対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
移動支援事業	利用者数	5	5	5	5	5	5
	利用時間	63	119	120	120	120	120

■見込み量の確保の方策

平成 26 年度以前より利用者も３人増え、計画値にも沿えています。障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、障害のある人一人ひとりの障害特性やニーズに対応できるサービス提供事業者の参入の促進に努めていきます。

（10）地域活動支援センター

障害のある人の創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援します。また、「あったかふれあいセンター事業」により、交流活動を促進します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
地域活動支援センター 基礎的事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数 (延べ)	―	952	960	965	965	965
あったか ふれあい センター事業	箇所数	3	3	3	3	3	3
	利用者数 (「集い」 延べ)	1,900	2,122	2,100	2,100	2,100	2,100

■見込み量の確保の方策

今後も利用者の状況に応じた活動の機会の提供や交流活動の継続を図ります。

任意事業

（11）その他事業

①訪問入浴サービス事業

訪問による居宅での入浴サービスや送迎による施設での入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
訪問入浴サービス事業	箇所数	2	2	2	2	2	2
	月平均利用者数	0	0	0	2	2	2

■見込み量の確保の方策

平成 26 年度までは 1 人利用があったものの、平成 27 年度以降利用実績はありませんが、社会福祉協議会による事業を今後も継続して実施します。

②日中一時支援事業

障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るとともに、障害のある人の日中における活動の場を確保する事業です。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
日中一時支援事業	箇所数	4	4	4	4	4	4
	月平均利用者数	3	3	3	3	3	3

■見込み量の確保の方策

平成 26 年度以前より利用者が 2 人減少したため、計画値には達していないものの、この３年間は横ばいで推移しています。

障害者の日中に活動する場を確保し、家族の就労支援、休息やリフレッシュ等のために利用できるよう、サービス提供事業者の育成と確保に努めます。

③生活訓練等事業

日常生活上必要な訓練・指導等を実施します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
生活訓練等事業	事業回数	73	68	66	68	68	68
	利用者延人数	400	334	314	320	320	320

■見込み量の確保の方策

平成 26 年度以前の実績や計画値よりも、回数や利用人数も増加しています。今後も、生活の質の向上を図るために、ニーズの把握に努めます。

3　障害児通所支援等に関するサービスの見込み

（1）障害児通所支援等

「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことにより、児童福祉法に基づくサービスの見込み量を設定する必要があります。サービスの見込み量を以下のように設定します。

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障害児に対して、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、適切な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターとして相談支援専門員等を養成し、配置します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
児童発達支援	人/月	1	2	2	1	1	1
	人日/月	4	5	8	2	2	2
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	0	1	2	6	7	7
	人日/月	0	13	25	12	14	16
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月				0	0	0
	人日/月				0	0	0
障害児相談支援	人/月	0	1	1	4	4	4

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度 (見込み)	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人				検討	検討	検討

■見込み量の確保の方策

児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援については利用を見込んでおり、サービス提供事業者と連携して実施体制の確保を図ります。

また、医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援については、現時点ではニーズがないため利用を見込んでいませんが、必要があれば対応できるよう提供体制の確保に努めます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、対象となる医療的ケア児の把握に努めつつ、協議の場の設置と合わせて体制の整備を進めます。

今後も各サービスの提供を通して、療育の必要な子どもやその家族が抱える子どもの発達への不安にしっかりと対応し、事業所の確保に努めます。

資料編

1　町内の社会資源について

（1）障害者施設

①指定相談支援事業所

事業所名称	電話番号	事業所の所在地
指定相談支援事業所　オイコニア	0880-22-8382	四万十町仁井田字倉木 465
しまんと町社協　相談支援事業所	0880-22-1195	四万十町茂串町 11-30
障害者相談支援センター　四万十	0880-22-3115	四万十町琴平町 16-17

②居宅介護指定事業所

事業所名称	電話番号	事業所の所在地
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所　くぼかわ	0880-22-1195	四万十町茂串町 11-30
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所　せいぶ	0880-27-1177	四万十町大正 32-1

③短期入所指定事業所

事業所名称	電話番号	事業所の所在地
障害者支援施設　オイコニア	0880-22-8382	四万十町仁井田字倉木 465

④グループホーム

事業所	問い合わせ先　施設名	問い合わせ先　電話番号
笑和	障害者支援施設　オイコニア	0880-22-8382

⑤障害者支援施設（施設入所支援）

事業所名称	電話番号	事業所の所在地
障害者支援施設　オイコニア	0880-22-8382	四万十町仁井田字倉木 465

⑥生活介護

事業所名称	電話番号	事業所の所在地
障害者支援施設　オイコニア	0880-22-8382	四万十町仁井田字倉木 465
リハ・トレスタジオ　リブート	0880-29-6067	四万十町本町２番 10 号
小規模多機能ホーム　香月	0880-22-5666	四万十町香月が丘７番 30 号

⑦就労継続支援Ａ型・Ｂ型

事業名	事業	運営主体	電話番号	事業所の所在地
作業所 由菜の里	継続 Ｂ	特定非営利活動法人 由菜の里	0880-22-3702	四万十町 北琴平町 4-8
就労継続支援Ｂ型 事業所　あさぎり	継続 Ｂ	（福）さくら 福祉事業所	0880-22-4638	四万十町 茂串町 1-14
就労継続支援Ｂ型 事業所　やまびこ	継続 Ｂ		0880-29-4777	四万十町大正 190
就労継続支援多機能型事業所 しまんと創庫	継続 Ａ 継続 Ｂ	（有）西宮物産	0880-22-3741	四万十町神ノ西 1229-2

（２）地域交流の場

①あったかふれあいセンター

名称	主な利用者	活動内容	実施場所・問い合わせ先
あったかふれあいセンター 「くぼかわ」	高齢者、障害のある人、子ども等	見守り、訪問、相談、生活支援、送迎等	四万十町琴平町 3-8 TEL：0880-29-6112
あったかふれあいセンター 「やまびこ」		日中の預かり、見守り、訪問、相談、生活支援、送迎等	四万十町大正 190 TEL：0880-29-4888
あったかふれあいセンター 「十和」		見守り、訪問、相談、生活支援、送迎等	四万十町昭和 502-2 TEL：0880-28-5166

②障害者の交流、生きがいづくり

名称	活動内容	実施場所・問い合わせ先
地域活動支援センター やまびこ	地域で生活する障害のある人に、状況に応じて創作活動や生産活動の機会を提供	四万十町大正 190 TEL：0880-29-4888
ほっとサロン （窪川・大正・十和）	障害のある人、家族等が参加し、学習会、調理実習、創作活動等を開催	窪川・大正・十和地域（３か所） 四万十町（健康福祉課・町民生活課） 本庁　　：0880-22-3115 大正地域振興局：0880-27-0112 十和地域振興局：0880-28-5112

（３）当事者団体や家族会

名称	活動内容	事務局・問い合わせ先
四万十町障害者連盟	会員相互の親睦を深め、障害者福祉の増進、地域福祉の推進を目的に、各種親睦行事、研修会等を行っている。	しまんと町社会福祉協議会 TEL：0880-22-1195
四万十町家族会 ほほえみ （精神障害者家族会）	当事者家族の悩みや相談事など、なんでも話し合える集いの場を定期的に開催している。	NPO 法人由菜の里 TEL：0880-22-3702
認知症家族の会	認知症の人を介護している家族、介護経験者等の交流や勉強会等を行い、在宅介護を支援する。	四万十町地域包括支援センター TEL：0880-22-3385 四万十町地域包括支援センター西部支所 TEL：0880-27-1212
「ダウン症」親の会	ダウン症の子を持つ親同士で情報交換や、親の持つ悩みの共有等を行い、サービスにつなげるための会を不定期に開催している。	四万十町役場健康福祉課 TEL:0880-22-3115
自閉症親の会 「カーネーション」	自閉症の子を持つ親同士で情報交換や、親の持つ悩みの共有などを行い、サービスにつなげるための会を２か月に１回定期的に開催している。	四万十町役場健康福祉課 TEL:0880-22-3115
窪川断酒会	当事者・家族による断酒継続のための自主グループミーティング。 年末年始を除く毎週土曜日 19：00～21：00 四万十町役場東庁舎２階第２会議室	四万十町折合 12 西村　方博 TEL：0880-22-1273

2　計画策定の経過

年月日	内　　容
平成 29 年7月 21 日 ～8月４日	障害者手帳等をお持ちの方へのアンケート調査の実施 （18 歳未満の保護者／18 歳以上）
平成 29 年8月 23 日 ～9月8日	町内の障害者関係団体およびサービス提供事業所へのアンケート調査の実施
平成 29 年 10 月 11 日	第１回四万十町障害者計画等策定委員会 （１）四万十町第３期障害者計画、第５期障害福祉計画等の策定について （２）質疑
平成 29 年 12 月 20 日	第２回四万十町障害者計画等策定委員会 （１）アンケート等結果報告について （２）四万十町第３期障害者計画、第５期障害福祉計画及び第１期障害児福祉計画（素案）について （３）計画（素案）についての協議
平成 30 年1月 25 日 ～2月 15 日	パブリックコメントの実施

３　四万十町障害者計画等策定委員会設置要綱

平成23年10月31日告示第80号

改正

平成25年３月29日告示第16号

平成26年５月29日告示第50号

平成29年12月22日告示第91号

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第３項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第１項に規定する市町村障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定及び推進に関する事項を協議するため、四万十町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　計画の策定に関すること。

（２）　計画の推進及び見直しに関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員25人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

（１）　障害福祉等団体の代表者

（２）　障害福祉サービス事業者

（３）　障害福祉サービス利用者又はその家族

（４）　相談支援事業者

（５）　民生委員児童委員

（６）　関係行政機関の職員

（７）　公募による者

（８）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年とする。

２　委員が欠けたときは、これを補欠することができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員の互選による委員長１人及び副委員長１人を置く。

２　委員長は、会務を統括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成23年11月４日から施行する。

附　則（平成25年３月29日告示第16号）

この告示は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年５月29日告示第50号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

附　則（平成29年12月22日告示第91号）

（施行期日等）

１　この告示は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成30年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱の規定は、平成29年４月１日から適用する。

（準備行為）

３　改正後の第１条に規定する市町村障害児福祉計画を策定するために必要な準備行為は、附則第１項ただし書きに規定する施行の日前においても行うことができる。

4　四万十町障害者計画等策定委員会名簿

所　　属	役　　職	氏　　名
須崎公共職業安定所	所長	森田　真須美
高知県須崎福祉保健所	所長	上岡　啓二
高知県幡多児童相談所	所長	川渕　真二
しまんと町社会福祉協議会	事務局長	長谷部　恵美
四万十町民生委員児童委員協議会	会長	岩﨑　千代喜
四万十町障害者自立支援協議会	会長	●牧野　利恵子
四万十町障害者連盟	会長	嶋岡　敏
くぼかわボランティア連絡協議会	会長	岩崎　良子
自閉症親の会カーネーション	代表	武吉　美恵
グループホーム　笑和	管理者	大﨑　和正
就労継続支援Ｂ型事業所 あさぎり	所長兼サービス 管理責任者	佐々木　香代
就労継続支援Ｂ型作業所 由菜の里	副所長	田井　智子
就労継続支援Ａ型Ｂ型作業所 しまんと創庫	管理者	中平　多貴子
障害福祉サービス利用者		弘瀬　佳和
障害福祉サービス利用者家族		○戸田　利丕
四万十町教育委員会	教育次長	熊谷　敏郎
四万十町健康福祉課	課長	山本　康雄
四万十町地域包括支援センター	所長	三本　明子

●・・・委員長　○・・・副委員長　　（順不同・敬称略）